

# 松戸市地域防災計画

震 災 編

（ 案 ）

平成 22 年度修正

松戸市防災会議



## 《目 次》

### 第1章 総則

第1節 計画の策定方針	震-1
1 計画の目的	震-1
2 震災対策の基本方針	震-1
3 計画の修正	震-1
第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	震-2
1 松戸市	震-2
2 県	震-2
3 指定地方行政機関	震-3
4 自衛隊	震-5
5 指定公共機関	震-6
6 指定地方公共機関	震-7
7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	震-7
8 住民及び事業所等	震-9
第3節 地域の概要	震-11
1 社会環境	震-11
2 自然環境	震-11
第4節 災害の想定	震-13
1 地震動・液状化の想定	震-13
2 被害の概要	震-16
第5節 減災目標	震-18

### 第2章 災害予防計画

第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画	震-19
1 防災組織の整備	震-19
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	震-20
3 事業所防災体制の強化	震-21
4 防災訓練の充実	震-21
5 防災広報の充実	震-23
第2節 地盤災害予防計画	震-24
1 土砂災害の防止	震-24
2 液状化対策	震-25
3 地盤沈下防止	震-25
第3節 都市防災計画	震-26
1 出火防止	震-26
2 初期消火	震-27
3 延焼の拡大防止	震-27
4 建築物の不燃化	震-28
5 防災空間の整備・拡大	震-28
6 市街地の整備	震-29
7 建築物等の耐震化	震-29
第4節 防災体制の整備計画	震-31
1 防災施設等の整備	震-31

2 食料・飲料水等の備蓄	震-31
3 応急医療体制の整備	震-32
4 緊急輸送体制の整備	震-32
5 住宅対策体制の整備	震-33
6 ボランティア活動環境の整備	震-33
7 帰宅困難者対策	震-33
第5節 避難体制整備計画	震-35
1 避難場所の指定・整備	震-35
2 避難路の整備	震-36
3 避難体制の周知	震-36
第6節 通信施設整備計画	震-37
1 災害通信網の整備	震-37
2 非常通信体制の強化	震-37
3 その他通信手段の確保	震-38
第7節 災害時要援護者対策計画	震-39
1 在宅災害時要援護者に対する対応	震-39
2 福祉施設における防災対策	震-40
3 外国人に対する対策	震-41
第8節 調査研究計画	震-42

### 第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	震-43
1 市職員の配備	震-43
2 市本部の設置	震-46
第2節 情報の収集・伝達	震-53
1 通信の確保	震-53
2 情報収集	震-54
3 被害調査	震-57
4 情報のとりまとめ、報告	震-58
5 広報	震-60
6 報道機関への対応	震-61
7 住民相談	震-62
第3節 救助・救急・消火活動・水防活動	震-63
1 救助活動	震-63
2 救急活動	震-64
3 消火活動	震-64
4 水防活動	震-66
第4節 災害警備・防犯対策	震-67
1 災害警備	震-67
2 防犯対策	震-68
第5節 交通・輸送対策	震-69
1 緊急輸送道路の確保	震-69
2 緊急通行車両等の確認	震-71
3 緊急輸送	震-71

第6節 避難対策	震-73
1 避難の勧告・指示等	震-73
2 自主避難	震-75
3 避難誘導	震-76
4 避難所の開設と運営	震-76
5 避難所等の閉鎖	震-78
第7節 応急医療	震-79
1 医療救護活動	震-79
2 被災者の健康管理	震-81
第8節 防疫・清掃・障害物の除去	震-82
1 防疫活動	震-82
2 保健活動	震-83
3 し尿の処理	震-83
4 ごみの処理	震-83
5 障害物の除去	震-84
6 がれき等の処理	震-84
7 動物対策	震-85
第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理	震-86
1 行方不明者の捜索	震-86
2 遺体の処理	震-86
3 遺体の埋火葬	震-87
第10節 生活支援	震-88
1 給水	震-88
2 食料の供給	震-90
3 生活必需品の供給	震-90
4 救援物資の受け入れ・管理	震-91
5 物資集配拠点の運用	震-92
第11節 二次災害の防止	震-93
1 被災建築物の応急危険度判定	震-93
2 被災宅地の危険度判定	震-93
3 がけ地の危険防止	震-94
4 危険物施設等対策	震-94
5 放射性災害対策	震-94
第12節 応援派遣要請	震-95
1 自衛隊の応援派遣要請、受入れ	震-95
2 自治体等への応援要請	震-97
3 消防の広域応援要請	震-98
4 水道・下水道事業体の相互応援	震-99
第13節 生活関連施設等の応急対策	震-100
1 上水道施設	震-100
2 下水道施設	震-100
3 電力施設	震-101
4 都市ガス施設	震-101
5 通信施設	震-102

6	郵便	震-102
7	道路・橋梁	震-102
8	鉄道	震-103
9	バス	震-103
10	河川	震-103
第14節	教育対策・保育対策	震-104
1	災害発生時の対応	震-104
2	避難所開設への対応	震-104
3	応急教育	震-104
4	応急保育	震-105
5	文化財の保護	震-106
第15節	建物対策	震-107
1	住家の被災調査・り災証明	震-107
2	被災建築物の応急修理	震-107
3	応急仮設住宅の建設	震-108
4	空き家の斡旋	震-108
5	市管理建築物の応急対策	震-109
第16節	ボランティアへの対応	震-110
1	ボランティア活動の受入体制	震-110
2	ボランティア活動	震-111
第17節	災害時要援護者への対応	震-112
1	災害時要援護者の安全確保	震-112
2	災害時要援護者への支援	震-112
3	福祉避難所の設置	震-113
4	社会福祉施設入所者等への支援	震-113
第18節	帰宅困難者への対策	震-114
1	帰宅困難者の安全確保	震-114
2	市の支援	震-114
第19節	災害救助法の適用	震-115
1	災害救助法の適用手続き	震-115
2	災害救助法による事務	震-116
第4章 災害復旧計画		
第1節	住民生活安定対策計画	震-117
1	税等の減免等	震-117
2	災害弔慰金の支給等	震-118
3	生活福祉資金の貸付け	震-118
4	郵便物の特別取扱い等	震-118
5	雇用の確保	震-118
6	公共料金の特例措置	震-119
7	災害公営住宅の建設	震-119
8	災害応急資金の融資	震-119
9	義援金の保管及び配分	震-119
10	被災者生活再建支援金の支給	震-119

1 1 介護保険における対応	震-121
第2節 生活関連施設の復旧計画	震-122
1 災害復旧事業	震-122
2 国の財政援助等	震-122
第3節 災害復興計画	震-124
第5章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	
第1節 総則	震-125
1 計画策定の趣旨	震-125
2 基本方針	震-125
3 今後の課題	震-126
第2節 東海地震関連情報	震-127
1 東海地震関連情報の発表	震-127
2 東海地震関連情報の伝達	震-127
第3節 東海地震注意情報発表時の対応措置	震-128
1 活動体制	震-128
2 応急対策	震-128
第4節 警戒宣言発令時の対応措置	震-131
1 活動体制	震-131
2 警戒宣言の伝達及び広報	震-133
3 災害警備	震-134
4 水防活動・消防活動	震-135
5 公共輸送	震-135
6 交通対策	震-136
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	震-137
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	震-141
9 避難	震-142
10 救護救援・防疫・保健活動	震-143
11 その他の対策	震-143
第5節 住民等のとるべき措置	震-145
1 住民のとるべき措置	震-145
2 自主防災組織のとるべき措置	震-147
3 事業所のとるべき措置	震-148





# 第1章 総則



## 第1節 計画の策定方針

### 1 計画の目的

---

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

### 2 震災対策の基本方針

---

本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点を踏まえながら、本市のもつ諸機能を確保していくため、自助、共助及び公助の基本理念に則り、市民、事業所及び行政が連携するとともに、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

#### (1) 災害予防対策

- ア 住民への震災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実に努める。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、地盤災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策を進める。
- ウ 防災施設を確保するとともに、各種資器材の完備と消防施設の保全を進める。
- エ 情報連絡手段となる防災行政無線等の保全を進める。
- オ 震災対策に役立つ各種調査、検討を進める。

#### (2) 災害応急対策

- ア 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- イ 地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助などの救援救護活動の充実に努める。
- エ 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- オ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- カ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

#### (3) 災害復旧対策

- ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

### 3 計画の修正

---

市及び関係機関は、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議で審議の上修正する。

## 第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務 の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

### 1 松戸市

---

- ア 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大防止に関すること
- オ 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災市営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- シ 被災施設の復旧に関すること
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- セ 被災者の生活再建支援に関すること

### 2 県

---

- ア 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災県営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ス 被災施設の復旧に関すること
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること

- タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- チ 被災者の生活再建支援に関すること
- ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

### 3 指定地方行政機関

---

#### (1) 関東財務局（千葉財務事務所）

##### ア 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

##### イ 融資関係

(ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること

(イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること

##### ウ 国有財産関係

(ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること

(イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること

(ウ) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること

(エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること

(オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること

(カ) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

##### エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係

(ア) 災害関係の融資に関すること

(イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること

(ウ) 手形交換、休日営業等に関すること

(エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

(オ) 営業停止等における対応に関すること

#### (2) 関東農政局

##### ア 災害予防

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること

(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること

##### イ 応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること

(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること

(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること

(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること

- (オ) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること
  - ウ 復旧対策
    - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること
    - (イ) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること
  - エ その他
    - (ア) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
- (3) 関東森林管理局（千葉森林管理事務所）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
  - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (4) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
  - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
  - ウ 被災中小企業の振興に関すること
- (5) 関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関すること
  - イ 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
- (6) 関東運輸局（千葉運輸支局）
- ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
  - イ 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
  - ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (7) 関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所）
- ア 災害予防
    - (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
    - (イ) 通信施設等の整備に関すること
    - (ウ) 公共施設等の整備に関すること
    - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
    - (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること
    - (カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
  - イ 災害応急対策
    - (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
    - (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
    - (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
    - (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること
    - (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
    - (カ) 災害時のための応急復旧資器材の備蓄に関すること
    - (キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

## ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

## (8) 成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

## (9) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- ア 気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事
- イ 異常気象時における気象予報及び警報等の発表・通報に関する事
- ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

## (10) 関東総合通信局

- ア 電波及び有線電気通信の監理に関する事
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事
- ウ 災害時における非常通信の確保に関する事
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
- オ 非常通信協議会の育成及び指導に関する事

## (11) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

## 4 自衛隊

---

## (1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関する事

## (2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

## 5 指定公共機関

---

- (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - ア 電気通信施設の整備に関する事
  - イ 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
  - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
  
- (2) 日本赤十字社（千葉県支部）
  - ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
  - イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
  - ウ 義援金品の募集及び配分に関する事
  
- (3) 日本放送協会（千葉放送局）
  - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
  - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
  - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
  - エ 被災者の受信対策に関する事
  
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
  - ア 鉄道施設等の保全に関する事
  - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
  
- (5) 独立行政法人水資源機構
  - ア 水資源開発施設（導水路含む）の建設、維持管理に関する事
  - イ 水資源開発施設の災害復旧に関する事
  
- (6) 日本通運株式会社（千葉支店）
  - ア 災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
  
- (7) 東京電力株式会社（千葉支店）
  - ア 災害時における電力供給に関する事
  - イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
  
- (8) K D D I 株式会社
  - ア 電気通信施設の整備に関する事
  - イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
  - ウ 災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
  
- (9) 郵便事業株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店)、郵便局株式会社
  - ア 災害時における郵政事業運営の確保
  - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資



## 6 指定地方公共機関

---

- (1) 京葉瓦斯株式会社、社団法人千葉県エルピーガス協会（松戸支部）
  - ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社
  - ア 鉄道施設等の保全に関すること
  - イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 社団法人千葉県医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (4) 社団法人千葉県歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社団法人千葉県薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (6) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
  - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
  - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
  - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (7) 社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、社団法人千葉県バス協会
  - ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

---

- (1) 社団法人松戸市医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること
  - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (2) 社団法人松戸歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (3) 社団法人松戸市薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
  
- (4) 社団法人千葉県接骨師会（松戸支部）
  - ア 医療活動に関すること
  - イ 接骨師会と医療機関との連絡調整に関すること
  
- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会
  - ア 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
  - イ 災害ボランティアに関すること
  
- (6) 財団法人松戸市国際交流協会
  - ア 外国人の救助・救援の協力に関すること
  
- (7) 松戸市土地開発公社、財団法人都市整備公社、財団法人生きがい福祉事業団、社団法人松戸市シルバー人材センター、財団法人文化振興財団、松戸みどりと花の基金
  - ア 市が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
  
- (8) とうかつ中央農業協同組合
  - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - イ 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等の斡旋に関すること
  - ウ 農業生産資器材及び農家生活資材の確保に関すること
  
- (9) 松戸市漁業協同組合
  - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - イ 水産物等災害応急対策の指導及び被害漁業家に対する融資等の斡旋に関すること
  - ウ 水産資器材及び漁業家生活資材の確保に関すること
  - エ 水難救護、水上輸送等の協力に関すること
  
- (10) 松戸商工会議所
  - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
  - イ 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること
  
- (11) 社団法人千葉県獣医師会
  - ア 災害時における獣医療に関すること
  
- (12) 独立行政法人都市再生機構（千葉地域支社）
  - ア 事業区域内の所管施設の保全並びに災害復旧に関すること

- (13) 社団法人千葉県建築士会（松戸支部） 社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部）  
ア 被災建築物の応急危険度判定に関すること
- (14) 金融機関  
ア 被災事業者等に関する資金融資に関すること
- (15) 医療機関  
ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること  
イ 災害時における患者等の保護に関すること  
ウ 災害時における医療救護の協力に関すること
- (16) 社会福祉施設の管理者  
ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること  
イ 災害時における入所者の保護に関すること  
ウ 災害時における高齢者・障害者等の一時収容の協力に関すること
- (17) 学校等の管理者  
ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること  
イ 災害時における児童・生徒等の保護、応急教育に関すること  
ウ 災害時における避難者の収容の協力に関すること
- (18) 危険物取扱施設等の管理者  
ア 安全管理に関すること  
イ 防護施設の整備に関すること  
ウ 災害時における防災活動に関すること

## 8 住民及び事業所等

---

- (1) 住民  
ア 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じること  
イ 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること  
ウ 住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努めること
- (2) 自主防災組織  
ア 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること  
イ 情報の収集伝達に関すること  
ウ 避難誘導、救出救護の協力に関すること  
エ 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること  
オ 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること

## (3) 事業所

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること
- イ 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- ウ 事業所は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

## (4) ボランティア団体

- ア 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

## 第3節 地域の概要

### 1 社会環境

---

#### (1) 位置

松戸市は、北から東へ流山市、柏市、南へ鎌ヶ谷市及び市川市に囲まれ、西は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は61.33 km<sup>2</sup>である。

東京都心部から概ね20km圏に位置し、電車で約30分の距離にあることから、首都圏の住宅都市として発展している。

#### (2) 人口

平成21年10月1日現在、市内の総人口は484,194人、総世帯数は210,152世帯で、一世帯あたり人口は2.30人、人口密度は7,894人/km<sup>2</sup>である。人口、世帯数、人口密度は近年も増加傾向にあるが、一世帯あたり人口は依然として減少傾向にある。

なお、65歳以上の高齢者の割合はおよそ20%で、全国平均とほぼ同水準である。また、就業者数は約23万人で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の4分の3程度の約17万人を占める。

#### (3) 交通

都心と常磐・東北方面を結ぶJR常磐線と国道6号が、市域を並走して縦断する。

道路は、国道6号のほか、国道298号が市域西端を通過、国道464号が市の南部を東西に横断するほか、主要地方道が8路線分布する。

鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて6路線、23駅が市内にあり、1日平均乗車人員は約30万人である。特に、平日朝7:30頃の市内の鉄道乗客数は、乗車率100%とした場合に約55,000人と推定される。

### 2 自然環境

---

#### (1) 地形

東部は下総台地の一部に属する台地（下総台地）で、台地には、樹枝状に深く入りこんだ谷（谷地田）がある。また、江戸川からJR常磐線の間は低地で、台地との高低差は25m程度である。

台地は、成田層の砂とその上にある凝灰質粘土層と関東ローム層からなっている。

谷地田は、大別すると国分川と坂川水系に分かれる。流域の起伏量は30m程度で、上流部には盛土や埋土をして宅地化されたところ（埋谷地）が多い。また、地盤は表土の下に腐植土・シルト層が分布しており、軟弱地盤である。軟弱な地層の厚さは谷地田のへりや谷の上流部で薄くなり、谷地田の中央部や谷が台地から出るあたりで最も厚くなる。

低地は標高2m～3mで、海岸平野と江戸川の氾らん平野である。常磐線沿いにある微高地は、縄文、海進の時の海岸線沿いに形成されたものである。

#### (2) 地盤

松戸市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでい

る。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成11年～20年の年平均気温は15.1～16.4、年間平均降水量は1,136.5mm～1,646.5mm、平均風速風は3.3m～3.8mである。


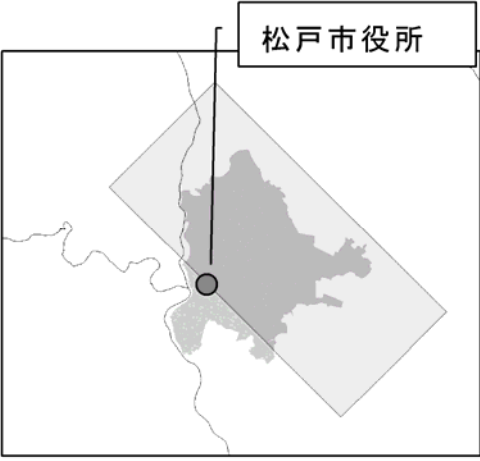
## 第4節 災害の想定

平成19年度～平成20年度に実施した松戸市防災アセスメント調査による、地震被害想定の結果は次のとおりである。

### 1 地震動・液状化の想定

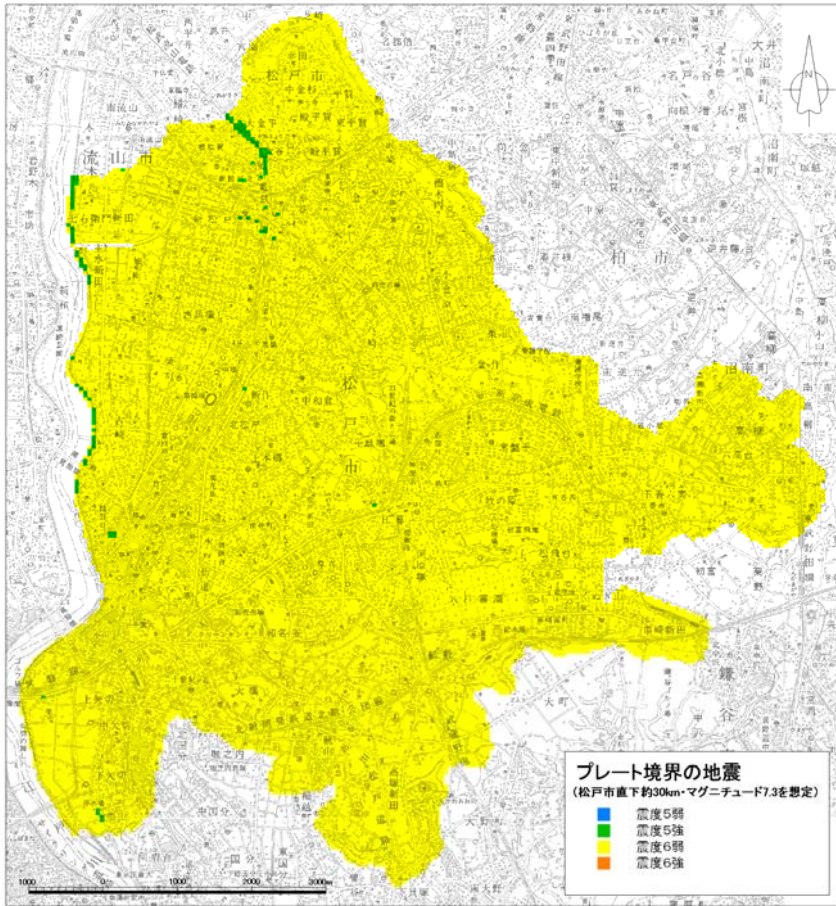
#### (1) 想定地震

松戸市に大きな影響を及ぼすことが予想される2ケースを想定した。

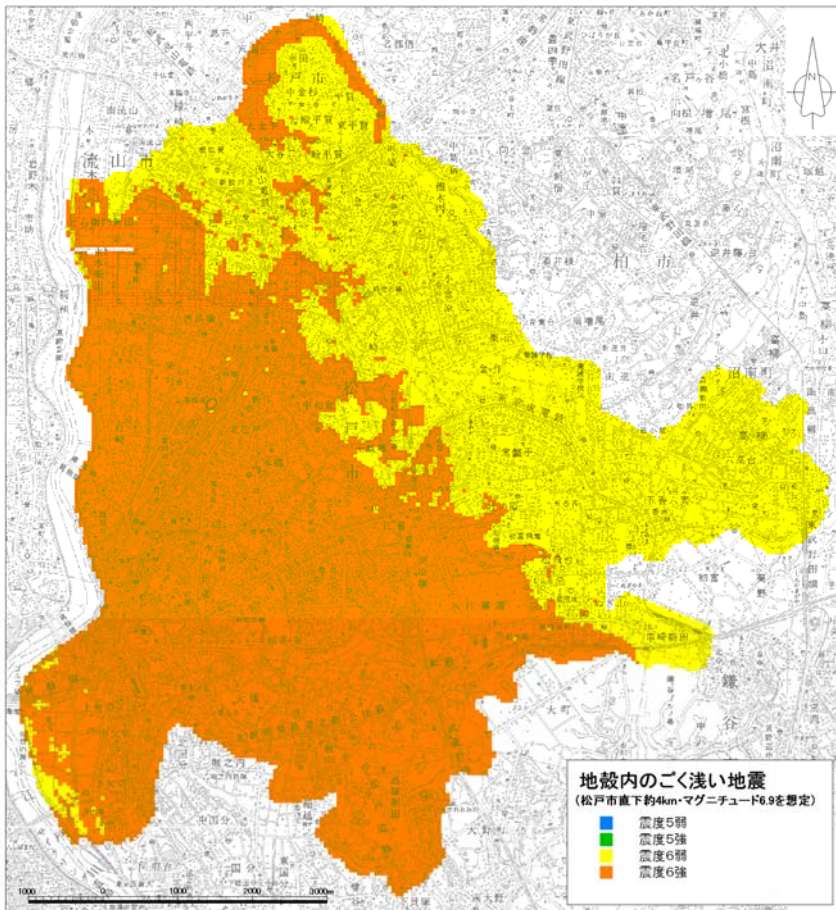
タイプ	プレート境界で発生するマグニチュード7程度の地震	地殻内で発生する浅い地震
想定地震	プレート境界の地震 (松戸市直下約30km・マグニチュード7.3を想定)	地殻内のごく浅い地震 (松戸市直下約4km・マグニチュード6.9を想定)
想定断層		
地震の発生確率	今後10年以内に南関東のいずれかでこのタイプの地震が発生する可能性は30%程度、30年後には70%程度、50年後には90%程度と考えられている(文部科学省：地震調査研究推進本部)。ただし、南関東のどこで発生するかを特定することは困難である。	地殻内で発生するマグニチュード6.9程度の地震は、いつどこで発生するかを想定することは難しい(内閣府：中央防災会議)。松戸市の直下で発生する可能性は限りなく小さい。

#### (2) 地震動

プレート境界の地震では、市内の大部分で震度6弱が予測される。また、地殻内のごく浅い地震では、市の南西部で震度6強、断層から距離がある市の北東部で震度6弱が予測された。また、北部の小金地区では谷底平野で震度6強が予測される。



プレート境界の地震による震度分布

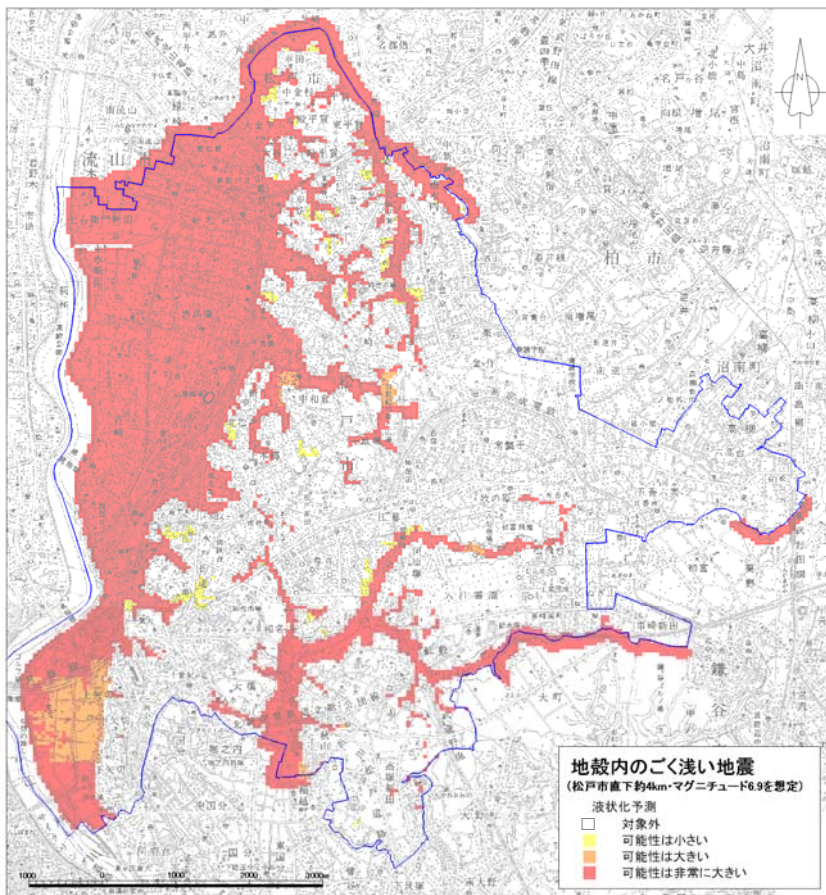
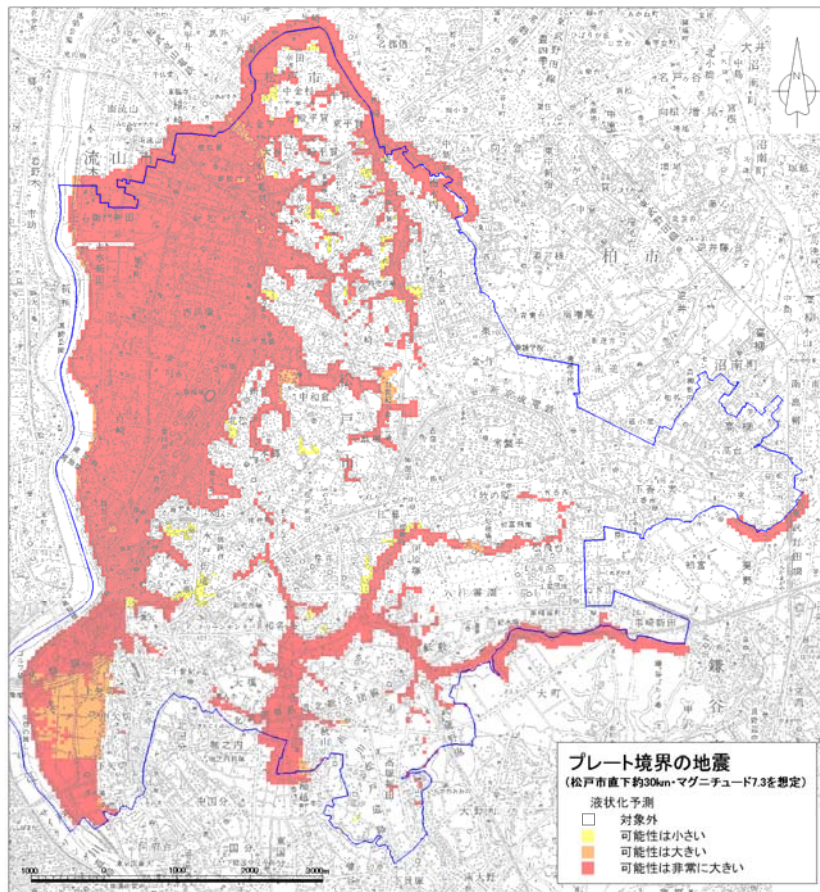


地殻内のごく浅い地震による震度分布



(3) 液状化

江戸川沿いの低地（後背湿地・デルタ、砂州・砂丘）と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測された。また、江戸川沿いの低地のうち自然堤防は、液状化の可能性が大きいと予測される。また、両方の地震とも市の大部分で震度6弱以上と予測されるため、液状化の可能性は同様の結果である。



プレート境界の地震による液状化予測

地殻内のごく浅い地震による液状化予測

## 2 被害の概要

2 ケースの想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおりである。発生する可能性が高いプレート境界の地震では、約 600 人が死傷し、9 万人以上が避難すると予想される。

項 目			プレート境界の地震 冬 18 時、風速 9m/s	地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 9m/s
建物被害	全 壊	揺れ + 液状化	285 棟	5,794 棟
		急傾斜地崩壊	70 棟	93 棟
		総計 ( 1 )	355 棟	5,884 棟
	半 壊	揺れ + 液状化	1,491 棟	10,949 棟
		急傾斜地崩壊	164 棟	217 棟
		総計 ( 1 )	1,654 棟	11,162 棟
火 災		炎上出火件数	4.6 件	49 件
		焼失棟数 ( 2 )	65 棟	11,939 棟
人的被害	死 者	建物被害	5 人	97 人
		火災	0 人	192 人
		急傾斜地崩壊	8 人	11 人
		ブロック塀の転倒	4 人	6 人
		屋外落下物	0 人	0 人
		総計 ( 1 )	17 人	305 人
	重傷者	建物被害	20 人	291 人
		火災	1 人	182 人
		急傾斜地崩壊	5 人	7 人
		屋内収容物	35 人	38 人
		ブロック塀の転倒	49 人	97 人
		屋外落下物	0 人	0 人
	総計 ( 1 )	111 人	615 人	
	負傷者	建物被害	245 人	2,398 人
		火災	3 人	643 人
		急傾斜地崩壊	10 人	13 人
		屋内収容物	115 人	132 人
		ブロック塀の転倒	126 人	248 人
		屋外落下物	2 人	20 人
	総計 ( 1 )	501 人	3454 人	
	ライフライン被害	電力施設	停電率	0.6%
都市ガス			導管被害	5 箇所
都市ガス		供給停止率	0%	91.4%
		復旧日数	0 日	14 日
LPガス		漏洩軒数	808 軒	5,274 軒
		上水道	水道管被害	561 箇所
断水率			82.5%	96.7%
復旧率 ( 1 週間後 )			41.3%	48.4%
下水道		被害世帯	4,236 世帯	4,237 世帯
通信施設		電話柱被害	11 本	123 本
避 難 者	1 日後	避難者数	94,182 人	210,554 人
		避難所収容者数	61,218 人	136,860 人
帰宅困難者		就業者	17,243 人	17,243 人
		通学者	5,568 人	5,568 人
	総計 ( 1 )	22,811 人	22,811 人	
震災廃棄物			112,053 ト	1,239,752 ト

1 内訳の合計と合わないことがある。(重複排除、四捨五入による)

2 全壊した建物を含む。

以上の調査結果から、プレート境界地震は、松戸市周辺の過去の状況や研究成果から、近い将来に発生する可能性があるため、松戸市の地域力を短期的に充実させ、重点的に取り組むべき想定地震とする。

地殻内のごく浅い地震は、発生した場合に壊滅的な被害が予想されるものの、松戸市周辺の過去の状況や研究成果から、近い将来に発生する可能性は著しく低く、現在及び短期的に予想される松戸市の地域力の充実では対処が著しく困難であるため、今後の技術の発展等も踏まえて長期的に対処すべき想定地震とし、当面は地域の防災意識の啓発や広域の応援協定等で対処するものとする。

なお、地震津波については、過去の地震や、今後予想される地震を考慮し、太平洋沿岸からの津波遡上、東京湾から江戸川への津波遡上等による松戸市内への浸水の可能性は著しく低いため、想定しないものとした。

## 第5節 減災目標

地震による被害を軽減するため、本計画や関連計画に基づく対策の具体的な目標として、主要なものを次に掲げる。

分野	指標	目標値	達成期限	備考
耐震	住宅の耐震化率	90%	平成27年度	耐震改修促進計画
	民間特定建築物の耐震化率	90%	平成27年度	耐震改修促進計画
	市有建築物	90%	平成27年度	耐震改修促進計画
	家具転倒防止対策実施率	65%	平成30年度	県地震防災戦略
防火	住宅用火災警報器の普及率	90%	平成32年度	後期基本計画
砂防	土砂災害危険箇所カルテ整備率	100%	平成29年度	県地震防災戦略
地域 防災力	防災普及啓発の実施回数	年20回	毎年	県地震防災戦略
	自主防災組織結成率	100%	平成32年度	後期基本計画
	自主防災訓練実施率	64%	平成32年度	後期基本計画
備蓄	食料備蓄率	100%	平成32年度	-

## 第2章 災害予防計画



## 第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画

### 【計画の指針】

災害対策を円滑に実施するには、事前に具体的な方法や手順を明確にし、必要な設備や資器材等を備えておく必要がある。このため、対策マニュアルや必要な体制等を整備・点検しておくことが重要である。

市内の自主防災組織の結成率は約9割まで上昇しているが、自主防災訓練の実施率は半数程度の水準にとどまっている。このため、自主防災訓練の企画・運営支援や、住民等が訓練に参加しやすい環境整備を促進することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災組織の整備	各本部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	総務企画本部、健康福祉本部、消防局、消防団
3 事業所防災体制の強化	総務企画本部、消防局、消防団
4 防災訓練の充実	総務企画本部、消防局、消防団
5 防災広報の充実	総務企画本部、消防局、消防団

## 1 防災組織の整備

### (1) 市各部

地震発生時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、対策マニュアルの作成・修正を行う。また、毎年的人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担を検討し、周知を図る。

### (2) 市職員

地震発生時に本計画に基づき職員は速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

また、新任者研修、防災主任研修、職員研修を通じて、防災知識の普及を図る。

### (3) 市施設

市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなど事前準備を行うとともに、行動計画を作成する。

また、小・中学校については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確に計画を立てておく。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

イ 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。

ウ 警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

### (4) 関係機関

市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。

## 2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

### (1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

#### ア 自主防災組織の結成促進

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。

自主防災組織の状況

自主防災組織結成率	87.32%（平成21年度）
自主防災訓練実施率	54.50%（平成21年度）

#### イ 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。

特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。

【資料編 松戸市地域防災リーダー設置要綱】

#### ウ 活動支援

松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。

【資料編 松戸市自主防災組織補助金交付要綱】

自主防災組織の活動項目

平常時	防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成
発災時	出火防止及び初期消火の実施 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 救出救護の実施及び協力 集団避難の実施 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

### (2) 災害時要援護者の支援体制の充実

災害時において、高齢者、障害者等の地域の災害時要援護者に対する情報の伝達や避難支援が



円滑に行われるよう「災害時要援護者避難支援の手引き」（千葉県、平成21年10月）及び松戸市災害時要援護者避難支援基本方針に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。

### 3 事業所防災体制の強化

---

#### (1) 防火管理体制の強化

学校、大規模店舗・大規模集合住宅等多数の人が出入りまたは居住する施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行わせることになっており、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層等の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の義務付けられており、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

#### (2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

このため、消防機関は危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、高圧ガス施設の管理者は、防災活動に関する技術の向上や防災訓練の実施等に関し、県の指導・助言を受ける。

#### (3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

### 4 防災訓練の充実

---

地震発生時における防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制を確立し、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

#### (1) 総合防災訓練

防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

また、県の行う九都県市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

## 総合防災訓練の訓練項目例

地震予知情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
危険箇所の巡視、避難勧告・指示、避難誘導
消火、救助、傷病者の応急手当及び搬送
食料、飲料水、救護所、その他の救援活動
交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保
避難者の受け入れ、避難所運営
応急復旧
災害支援 等

## (2) 個別訓練

地域防災計画、対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

## ア 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資器材等の操作の習熟等）を実施する。

## イ 消防訓練

消防機関は、警防本部の設置、職団員の参集・配備及び知識・技術の習熟などの訓練を実施する。

## ウ 個別活動訓練

学校、幼稚園、保育所で行う児童・生徒・園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練などを実施する。

## 個別訓練の項目例

避難訓練	図上訓練（DIG）	参集訓練
通信訓練	救助訓練 等	

## (3) 自主防災組織等の防災訓練

## ア 育成指導

地域の実情に応じた、自主的な防災訓練等を定期的実施するよう指導し、住民自ら情報の受理・伝達、出火防止、初期消火、避難・誘導・救護等が適切に行えるよう、住民一人ひとりの防災行動力の向上を図る。

## イ 訓練災害補償等

自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、財団法人日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済制度」により補償等を行う。

## ウ 訓練用資器材の整備

自主防災組織等の訓練用資器材の整備充実に努める。

## 5 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

広報手段と内容

媒体	対象	内容
広報まつど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画の概要</li> <li>・ 各防災機関の震災対策</li> <li>・ 地震に関する一般知識</li> <li>・ 出火の防止及び初期消火の心得</li> <li>・ 屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得</li> <li>・ 避難路、避難地</li> <li>・ 避難方法、避難時の心得</li> <li>・ 食料、救急用品等非常持出品の準備</li> <li>・ 学校施設等の防災対策</li> <li>・ 建物の耐震対策、家具の固定</li> <li>・ 災害危険箇所</li> <li>・ 自主防災活動の実施</li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 発災した災害の情報及び市の対応</li> <li>・ 応急救護の心得</li> <li>・ 災害時要援護者について</li> </ul>

## 第2節 地盤災害予防計画

### 【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所が75箇所あり、そのうち8箇所が区域指定され保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。

また、大地震が発生した場合、江戸川沿いの低地や谷底平野では液状化が発生する可能性が非常に高い。このため、調査結果の周知等により、耐震化とあわせて液状化対策を促進することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 土砂災害の防止	総務企画本部、都市整備本部、県東葛飾地域整備センター
2 液状化対策	総務企画本部、都市整備本部
3 地盤沈下防止	市民環境本部

## 1 土砂災害の防止

### (1) 土砂災害の防止

#### ア 土砂災害危険箇所の調査把握

県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査把握に努める。

【資料編 急傾斜地崩壊危険箇所・区域一覧】

#### イ 土砂災害警戒区域の指定等

知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警戒区域に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定する。

市は指定された区域における警戒避難体制を整備する。また、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制もしくは移転等の対策を進める。

#### ウ 土砂災害危険箇所の公表

土砂災害の危険がある箇所を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。

### (2) 急傾斜地崩壊対策

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「急傾斜地法」という。)」(昭和44年法律第57号)第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第39条による災害危険区域にも指定される(千葉県建築基準法施行条例第3条2)

## 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

急傾斜地の勾配が30°以上のがけ

急傾斜地の高さが5m以上のがけ

急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

## イ 行為の制限等

県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

## ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

## (3) 宅地造成地災害の防止

地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

【資料編 宅地造成工事規制区域一覧】

## 2 液状化対策

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあるため、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。

特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化危険度の高い地域の建築物について、建築確認申請時等に対策工法を指導するものとする。

また、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

## 3 地盤沈下防止

河川沿いの低地の地盤沈下を防止するため、県と連携して、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について「千葉県環境保全条例」(平成7年千葉県条例第3号)に基づき適切な指導を行う。

## 第3節 都市防災計画

### 【計画の指針】

プレート境界の地震の被害想定では、市内の約350棟の建物が全壊し、約5件の炎上出火が発生するおそれがある。

地震による死者の多くは、建物の倒壊や家財の転倒等の犠牲となっており、建物の耐震化は最重要課題である。また市内には、火災の危険性が高い木造密集市街地が複数存在するほか、消防活動困難区域も存在するため、延焼火災を軽減し、安全に避難できる市街地整備や消防体制も重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 出火防止	消防局、消防団
2 初期消火	消防局、消防団
3 延焼の拡大防止	消防局、消防団
4 建築物の不燃化	都市整備本部
5 防災空間の整備・拡大	都市整備本部
6 市街地の整備	都市整備本部
7 建築物等の耐震化	都市整備本部、水道部、県東葛飾地域整備センター、県水道局、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

## 1 出火防止

### (1) 建築物等の出火防止

#### ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、町会・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

#### イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の協同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるように指導する。

#### ウ 防災管理者制度の普及

消防法第36条の防災管理者制度に伴う防災管理者の育成・指導に努める。

防災管理者が作成する消防計画には、地震被害を軽減させる予防対策、特殊な災害時の関係機関への通報および避難誘導に関する規定等を設けるよう指導する。また、多数の者が出入り

する大規模な防火対象物には自衛消防組織を設置させ、火災等による被害軽減のため、具体的な編成や運用体制などについて消防計画に定め、災害時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

さらに、消防計画及び共同防災管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

#### エ 予防査察の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

#### オ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

#### カ 火災警報器等の設置

消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、台所、階段等)に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するように指導する。

### (2) 危険物製造所等の保安監督の指導

危険物施設等の所有者、管理者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

### (3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

### (4) 火災予防についての啓発

春季及び秋季火災予防運動期間を始めとし、年間を通じて火災予防思想の普及啓発活動を実施する。

## 2 初期消火

---

家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

## 3 延焼の拡大防止

---

### (1) 消防力の増強

#### ア 消防資器材等の整備

消防車両、装備、資器材は、耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い維持管理を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」にあわせて整備を図る。

#### イ 消防職員の確保

「消防力の整備指針」にあわせて職員の確保に努める。

##### (2) 消防水利の整備

地震時には、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに自然水利の活用が可能なように整備を行う。

##### (3) 救助・救急体制の整備

消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資器材の整備に努める。

また、ちば救急医療ネットやメディカルコントロール体制等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

##### (4) 消防団の強化

消防団の強化・活性化を図るため、消防団員の確保、資器材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防センターの施設管理を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

## 4 建築物の不燃化

---

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

##### (1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物が密集し多くの被害を生じるおそれのある地区においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

##### (2) 屋根不燃化区域の指定

本市域は全域、建築基準法第22条による屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼防止措置を指導する。

##### (3) 不燃化促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

## 5 防災空間の整備・拡大

---

##### (1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や火災の輻射熱から遮断する機能を有している。そのため、緑地や生産緑地・農地を保全し生活環境を整備するとともに、火災の防止をあわせもつようにする。

このため、市内の樹林地は基本的に全て保全対象とし、「保全樹林地地区」、「特別保全樹林地地区」、「保護樹木」の指定を推進するとともに、樹林地の重要性に応じて「市民緑地」、「特別緑地保全地区」を指定するなど、段階的に保全に取り組む。また、江戸川沿いの斜面林の保全が必要な区域は「特別緑地保全地区促進区域」と位置づけるほか、みどりの保全力による樹林地の保全力を向上させる地区を「みどりの保全力推進モデル地区」として位置づけ、多様な手法により積極的な保全を図る。

##### (2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持って



いることから、公園が不足する地域において、計画的な公園整備を行い防災機能の充実に努める。

### (3) 幹線道路の整備

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性と効果の高い路線から整備を進めるものとする。

## 6 市街地の整備

---

道路の幅員が狭あいで老朽化した木造住宅が密集した地区は、建物倒壊や出火・延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成するため、土地区画整理事業等の面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

### (1) 密集市街地等の整備

西馬橋地区、栄町や西馬橋の一部、坂川東側を中心とする木造密集市街地、その他基盤未整備地区については、土地区画整理事業、地区計画、住環境整備事業、松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱などを活用し、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図りながら、公園・オープンスペースの創出などの不燃化を進める。

### (2) 宅地開発の規制

将来の都市における合理的な土地利用計画を担保するため、小規模な開発行為の許可等に際しては、松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づき無秩序な市街化を防止し、生活環境の整備を図る。

## 7 建築物等の耐震化

---

### (1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、必要に応じて指導・助言を行っていく必要がある。

そこで、国の耐震改修に関する補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の拡充・建物所有者への周知・啓発、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づいて策定した松戸市耐震改修促進計画(平成20年)を推進し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベースについて検討する。

### (2) 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

### (3) 公共建築物の対策

ア 公共建築物の耐震化の推進

イ コンピュータシステムのバックアップ体制の確保

ウ 収容避難場所などに自家発電設備の推進

## エ 家具や棚等の転倒防止策の推進

## (3) 公共建築物の設備の耐震化

市有建築物は、市有建築物の耐震化整備プログラム（平成22年4月）に基づいて、震災時の応急活動拠点である建築物を優先して耐震改修を進める。また、改修状況の公表等により、プログラムの実行を推進する。

その他、公共建築物におけるコンピューターシステムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止等の安全対策を行う。

## (4) ブロック塀等の改修促進

通学路等を中心にブロック塀の実態把握を実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

## (5) 落下物対策

「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県 平成2年11月）を準用して、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、専門知識の普及や啓発に努める。

人通りが多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、実態を把握し、危険性があるものには改善措置を指導するとともに、外部の置物等の落下防止も指導する。

## (6) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

## ア 水道施設

水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資器材の整備を図る。

## イ 下水道施設

処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。

## ウ 電力施設

地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

## エ ガス施設

ガス製造設備、ガス導管、ガスホルダーなどのガス施設の耐震化を進めるとともに、緊急遮断装置の設置などにより二次災害の発生の防止に努める。

## オ 通信施設

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

## (7) 道路及び交通施設の耐震化

## ア 道路

防災上重要な路線を重点的に、のり面の安全対策、新設及び拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

## イ 橋梁

橋梁の耐震化を図るとともに、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。

## ウ 鉄道施設

鉄道施設については、各鉄道事業者が指針等に基づいて耐震対策に努める。

## 第4節 防災体制の整備計画

### 【計画の指針】

プレート境界の地震の被害想定では、約8割が断水し、避難所収容者数は6万人以上に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災施設等の整備	総務企画本部
2 食料・飲料水等の備蓄	総務企画本部
3 応急医療体制の整備	健康福祉本部、病院事業、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、千葉県接骨師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	総務企画本部、財務本部、都市整備本部
5 住宅対策体制の整備	都市整備本部
6 ボランティア活動環境の整備	健康福祉本部、松戸市社会福祉協議会
7 帰宅困難者対策	総務企画本部、都市整備本部、県

### 1 防災施設等の整備

小・中学校・高等学校又は隣接地、避難場所等に防災備蓄倉庫、応急給水設備の整備を進め、防災施設等の整備を図る。

このため、分散備蓄倉庫を全市立小・中学校（一部余裕教室活用）に確保し、飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び収容避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

【資料編 備蓄倉庫一覧】

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

### 2 食料・飲料水等の備蓄

#### (1) 食料・飲料水等の備蓄

災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

#### ア 住民の備蓄

災害発生後、3日間は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品を家庭内で備蓄する。

#### イ 事業所の備蓄

従業員等の水・食料・仮設トイレ等を備蓄し、自立できる体制整備を図る。

#### ウ 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等の多数が集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

## エ 市の備蓄

備蓄の対象人口を61,218人(プレート境界の地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合)を基準とし、1日分の食料(183,654食)・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。

### (2) 食料、物資等の確保体制の整備

#### ア 民間業者等との協定締結

市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保できるようにする。

【資料編 災害協定一覧】

#### イ 県との情報共有化

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して備蓄している。

市は、県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

## 3 応急医療体制の整備

---

### (1) 応急医療体制の整備

医師会、医療機関と協力して、多数の傷病者が発生した場合の医療体制について、計画を作成し、設備等の整備を図る。

#### ア 医療救護班の編成、派遣基準、派遣方法等についての計画作成

#### イ 医療救護所の指定確保、設備の整備

#### ウ 医療機関等との協力体制の確立

### (2) 後方医療体制の整備

災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車及びヘリコプター等を利用した搬送体制について関係機関と協議して確保する。

### (3) 医薬品等の確保体制の整備

災害時における円滑な医薬品等の確保のため、県松戸健康福祉センター、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立する。また、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資器材を応急救護所に備蓄するほか、各支所に流動備蓄する。

流動備蓄：医薬品等を1年間、各支所に備蓄し、次の年に同じ品目・数量を市立病院と交換して備蓄するもの。交換した医薬品等は、市立病院で使用する。

## 4 緊急輸送体制の整備

---

### (1) 緊急輸送道路の選定

県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

### (2) 交通の確保体制の整備

緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど協力体制を整備する。

### (3) 輸送手段の確保

#### ア 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手続きを行う。

#### イ 航空輸送

災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

## 5 住宅対策体制の整備

---

### (1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

### (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県及び建築関係団体等と協力して、応急危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

## 6 ボランティア活動環境の整備

---

### (1) 受け入れ体制の整備

災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう松戸市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

### (2) ボランティア組織への要請

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

### (3) ボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

### (4) ボランティアリーダーの養成

県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

## 7 帰宅困難者対策

---

### (1) 事業所等への要請

学校、事業所、大規模集客施設等、災害時に交通が途絶した場合に、従業員、生徒、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

## (2) 帰宅困難者対策の普及啓発

「首都直下地震大綱」における「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、九都県市首脳会議における情報提供、徒歩帰宅支援及び県や市の対応検討の結果について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を中心とする関係機関と連携して、個人で準備・行動できることについて普及、啓発を行う。

## 第5節 避難体制整備計画

### 【計画の指針】

プレート境界の地震の被害想定では、約5件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で6万人以上と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所の指定・整備	総務企画本部、健康福祉本部、市民環境本部、生涯学習本部
2 避難路の整備	総務企画本部、都市整備本部
3 避難体制の周知	総務企画本部

## 1 避難場所の指定・整備

### (1) 避難場所の指定

火災の延焼拡大等や余震による二次災害から住民の身の安全を確保するため、避難場所を指定する。また、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成21年10月）を参考に、収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所は、次の3種類とする。

#### ア 避難場所

市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所である。公園や公共空地等を指定する。

#### イ 収容避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったもの又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。学校、市民センター等を指定する。

#### ウ 福祉避難所

避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための屋内施設である老人福祉センターに地域福祉避難所を、県立特別支援学校や特別養護老人ホーム等と協定等を結び2次福祉避難所を確保し、指定する。

【資料編 避難場所一覧】

### (2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（千葉県昭和48年8月）により、次のような設備を整備する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性を確保するとともに、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物品の備蓄を進める。

エ 被災者のプライバシー及び安全の確保、男女のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。

オ 福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

(3) 避難所運営方針

市は、本来の施設管理者の監督のもと、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所整備運営方針等の作成に努める。

## 2 避難路の整備

---

住民が避難場所へ安全に移動できるように、必要に応じて避難路を指定し、安全性の点検及び安全対策の促進を図る。

## 3 避難体制の周知

---

(1) 広報活動

松戸市防災マップ、広報まつど、JCNコアラ葛飾等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所及び避難時の留意事項等について周知する。

(2) 避難場所標識の設置

指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。



## 第6節 通信施設整備計画

### 【計画の指針】

大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できないことや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。

このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害通信網の整備	総務企画本部、消防局
2 非常通信体制の強化	総務企画本部、消防局、防災関係機関
3 その他通信手段の確保	総務企画本部、防災関係機関

### 1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

#### (1) 有線の整備

災害時に一般電話が輻輳し通話不能であっても、優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が市役所、消防、市関係施設に設置されており、災害時の通信連絡に有効に活用できるよう「災害時優先電話」の設置箇所を普段から認識しておく。

#### (2) 防災無線等の整備

平成23年5月に運用期限が迫る松戸市地域防災無線を見直し、新移動系通信システムを構築する。

また、老朽化した同報系防災行政無線の再整備、消防力を効率的に投入するための消防救急無線のデジタル化を進める。

#### (3) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

#### (4) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

### 2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。

### 3 その他通信手段の確保

---

(1) インターネットの活用

松戸市安全安心情報メール配信サービスへの登録を推進し、緊急災害情報を住民等がリアルタイムに共有できる体制を確保する。

(2) アマチュア無線局の活用

災害時のアマチュア無線局の活用について連携に努める。

(3) その他通信手段の充実

その他、CATV（JCNコアラ葛飾）、地上デジタル放送、FM等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

## 第7節 災害時要援護者対策計画

### 【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できないことや、避難所では精神的・体力的負担から健康を害しやすい等、深刻な問題がある。

今後、高齢者のみの世帯は増加すると予想され、自主防災組織や福祉関係者が連携して、高齢者・障害者等の避難支援体制を整備していくことが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 在宅災害時要援護者に対する対応	健康福祉本部、松戸市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	健康福祉本部
3 外国人に対する対策	市民環境本部

## 1 在宅災害時要援護者に対する対応

### (1) 災害時要援護者情報の共有

#### ア 災害時要援護者の所在把握

災害時には、防災関係機関等に所在情報が開示されることなどについて、事前に要援護者本人又はその家族から同意を得る必要があるため、災害時要援護者情報の収集方法について検討し、災害時要援護者の所在を把握する。

なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している災害時要援護者に関しても可能な限り把握する。

#### イ 情報の管理

災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められているため、情報の流出防止を図る。情報は適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備する。

なお、災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく。

### (2) 支援体制の整備

「災害時要援護者 避難支援の手引き（千葉県、平成21年10月）」及び松戸市災害時要援護者避難支援基本方針に基づき、災害時要援護者に対する避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援する体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

### (3) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実にするための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、消防局と連携し、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

### (4) 避難施設等の整備

災害時要援護者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「災害時における避難所

運営の手引き」(千葉県、平成21年10月)及び松戸市災害時要援護者避難支援基本方針に基づき、災害時要援護者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう松戸市社会福祉協議会等との連携など災害時要援護者に十分配慮した運営に努める。

また、避難場所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう松戸市社会福祉協議会等との連携に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 避難指示等の情報伝達

高齢者や障害者等の災害時要援護者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(7) 避難計画の作成

災害時要援護者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した災害時要援護者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。

なお、避難計画作成の留意事項は次のとおりである。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、災害時要援護者を適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町会・自治会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた適当な避難誘導を行うとともに、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

## 2 福祉施設における防災対策

---

福祉施設に通所あるいは入所する者の安全を確保するとともに、その他福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要の非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

### 3 外国人に対する対策

---

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施を行う。

また、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

## 第8節 調査研究計画

### 【計画の指針】

大規模な災害が発生するたびに、新たな問題が表面化し、災害の教訓は尽きることがない。また、防災に関する調査、研究は日々追求され、防災技術も年々進歩している。

災害の教訓や防災技術の動向を常に把握して、本市地域の減災や防災力の向上に役立つものを絶えず取り入れていくことが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
調査研究計画	総務企画本部

#### (1) 防災計画にかかわる情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、情報を相互に交換する。

#### (2) 防災に関する文献・資料の収集・整理

防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物などについて、今後も継続して随時収集・整理に努める。

#### (3) 専門的調査・研究の実施

本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

## 第3章 災害応急対策計画





## 第1節 災害応急活動体制

### 【計画の指針】

大きな地震が発生した場合は、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。

職員は、勤務時間外にも速やかに参集して、災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災機関が有する災害対策能力を最大限発揮する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 市職員の配備	各班
2 市本部の設置	各班

## 1 市職員の配備

### (1) 配備基準

市内で地震を観測した場合、震度等の状況に応じて、市職員は次の配備体制をとる。

#### 市職員の配備基準

配備体制		配備基準
警戒本部	警戒配備	市域で震度4又は5弱が観測されたとき【自動配備】 東海地震注意情報が発表されたとき その他、市長が必要と認めたとき
	第1配備	市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	第2配備	市域で震度6弱が観測されたとき【自動配備】 その他、市長が必要と認めたとき
	第3配備	市域で震度6強以上が観測されたとき【自動配備】 その他、市長が必要と認めたとき

### (2) 職員の動員

地震発生時は、震度による自動配備とし、市職員はテレビ、ラジオ等で震度情報を把握して自主的に配備する。震度情報を把握できない場合は、体感や周囲の状況等から震度を推定し、その震度に相当する配備体制を自主的にとる。

市が配備体制を通知する場合は、次のように行う。

#### ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

#### イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

## 職員の配備別動員数&gt;

本部組織名		警戒本部	災害対策本部		
部	事務局・班	警戒	第1	第2	第3
総務企画部	事務局	2人	3分の1	3分の2	全員
	総括班	全員	全員	全員	全員
	総務班	20人	3分の1	3分の2	全員
財務部	事務局	-	3分の1	3分の2	全員
	財務班	5人	3分の1	3分の2	全員
	調査班	-	3分の1	3分の2	全員
市民環境部	事務局	2人	3分の1	3分の2	全員
	市民班	20人	3分の1	3分の2	全員
	経済班	-	3分の1	3分の2	全員
	環境班	-	3分の1	3分の2	全員
健康福祉部	事務局	-	3分の1	3分の2	全員
	福祉1班	10人	3分の1	3分の2	全員
	福祉2班	-	3分の1	3分の2	全員
	保健医療班	-	3分の1	3分の2	全員
都市整備部	事務局	2人	3分の1	3分の2	全員
	都市班	40人	2分の1	3分の2	全員
	建設班	40人	2分の1	3分の2	全員
教育部	事務局	-	3分の1	3分の2	全員
	教育1班	20人	3分の1	3分の2	全員
	教育2班	-	3分の1	3分の2	全員
水道部	給水班	6人	2分の1	3分の2	全員
病院部	事務局	-	3分の1	3分の2	全員
	病院1班	-	別途計画	別途計画	全員
	病院2班	-	別途計画	別途計画	全員
消防局	警防部	別途計画	別途計画	別途計画	全員
応援部	応援班	-	3分の1	3分の2	全員

(注) 人数は目安である。

## 本部員の配備

本部員		配備体制	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部長(市長)			-	
副本部長(副市長)			-	
本部付	教育長		-	
	代表監査委員		-	
	水道事業管理者		-	
	病院事業管理者		-	
	総務企画本部長		(本部長)	
	財務本部長		-	
	市民環境本部長		(本部員)	
	健康福祉本部長		-	
	都市整備本部長		(副本部長)	
	生涯学習本部長		-	
	消防局長		(本部員)	
	病院事業管理局長		-	

## (3) 動員の区分

## ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

## イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 「本部会議構成員」は、市役所別館1階会議室に参集

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参集

(ウ) その他指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

## (4) 参集時の留意事項

## ア 参集方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所、消防署に参集し、その旨を本部に連絡する。この場合、参集手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

(イ) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。

(ウ) 緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等をできる限り持参する。

(エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

## イ 参集報告

各部署は、職員の参集状況を記録し、所定の様式で総務班長(総務課長)に報告する。

総務班長(総務課長)は、全体の状況をとりまとめ、総務企画部長(総務企画本部長)を通じて、本部長(市長)に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

【様式編 職員動員報告書】

## (5) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- エ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- オ 災害現場に出動する場合は、市の腕章及び名札を着用する。
- カ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

【資料編 本部標識等】

## (6) 職員の配置

各部長・班長は、災害対策の業務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部・班組織の編成及び職員の配置を行う。

- ア 所属先以外の施設に参集した職員の活動
- イ 職員の交替時期・方法
- ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長・班長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長・班長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務企画部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務企画部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

## 2 市本部の設置

---

## (1) 設置基準

## ア 警戒本部

(ア)市域で震度4又は5弱が観測されたとき【自動設置】

- (イ) 東海地震注意情報が発表されたとき
- (ウ) その他、市長が必要と認めたとき

## イ 災害対策本部

(ア) 市域で震度5強以上が観測されたとき【自動設置】

- (イ) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき
- (ウ) その他、市長が必要と認めたとき

## (2) 解散基準

## ア 警戒本部

(ア) 災害対策本部を設置したとき

- (イ) 災害の危険性又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

## イ 災害対策本部

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたときとする。事後処理を要する業務がある場合は、関係部局長への引継ぎを行う。

## (3) 設置の決定と通知

設置の判断は市長が行う。ただし、自動設置の基準に該当する場合は、市長が判断したものとす。市長不在の場合は、副市長、総務企画本部長の順に判断を代行する。

本部を設置又は解散した場合、総務企画本部長は、各部長、知事、防災会議委員、報道機関、その他関係機関に連絡するとともに、住民に周知する。

また、関係機関に本部設置を通知する際は、必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 本部設置施設

本部は、原則として市役所本庁舎内に設置する。ただし、施設が被災し本部の機能を確保できない場合は、消防局に移設する。

(5) 組織

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとし、次の業務を優先して行う。

<警戒本部の優先業務>

地震・気象情報の収集、通報等の受け付け	被害情報、初動活動情報の収集・整理
重要施設の点検、応急措置	県及び関係機関への即報

また、災害対策本部の組織及び運営は、市災害対策本部条例及び同規程に基づくものとし、本部会議、部、班の構成と所掌業務は次頁以降のとおりとする。

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規程】

(6) 本部会議

災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。なお、構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

<本部会議の構成>

議員	本部長（議長）、副本部長、本部付
事務局	総括班（事務局長は総務企画本部長）

(7) 本部の標識等

災害対策本部を設置した場合、総務班長は、設置施設の正面玄関等に本部標識板を掲げる。各職員は、所定の腕章とヘルメットを着用する。

【資料編 本部標識等】

(8) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 避難準備情報の発表

イ 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

(9) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

<災害対策本部の組織体系>



## 部・班の構成と所掌業務&gt;

部 名 部 長 事務局	班 名 班 長	所 掌 業 務
総務企画部 総務企画本部長 総)企画管理室	総括班 防災課長	災害対策(警戒)本部の設置・運営に関すること 県等への応援要請、連絡調整に関すること 避難勧告等の発令に関すること 防災無線等の通信統制に関すること 災害対策の総合調整に関すること
	総務班 総)総務課長	地震・気象状況の監視、警報等の伝達に関すること 住民からの通報等の受信に関すること 各部の情報収集と集約に関すること 本部指令の伝達に関すること 災害状況の記録に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 広報に関すること 市議会との連絡調整に関すること 本部長の秘書に関すること 職員の動員及びサービスに関すること 職員等の給食に関すること 他自治体等の応援職員の受入れに関すること 災害視察等の対応に関すること 災害復興計画の策定に関すること
財務部 財務本部長 財)企画管理室	財務班 会計管理者	災害対策関係予算その他財務に関すること 義援金の受付・保管・配分に関すること 災害見舞金、被災者生活再建支援金に関すること 車両と燃料の確保・管理に関すること 緊急通行車両の届出に関すること 市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関すること
	調査班 税務担当部長	住民の避難誘導に関すること 被害状況調査に関すること 被害家屋認定調査及びり災証明に関すること
市民環境部 市民環境本部長 市)企画管理室	市民班 市民担当部長	避難所運営・管理の総括に関すること 地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関すること 各地域の災害情報に関すること 避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関すること 住民の安否情報に関すること 外国人の安否確認、避難支援に関すること 災害相談窓口の設置・運営に関すること 防犯に関すること

部 名 部 長 事務局長	班 名 班 長	所 掌 業 務
	<b>経済班</b> 経済担当部長	大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者への情報提供に関すること 食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること 救援物資の受け付けに関すること ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関すること 農林水産関連の被害調査、応急対策に関すること 商工業の被害調査、応急対策に関すること 農林水産関連の復旧対策に関すること 商工業者の復旧支援に関すること
	<b>環境班</b> 環境担当部長	し尿（簡易トイレによる収集・処理を含む）・災害廃棄物の収集・処理に関すること し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること トイレ対策の総括（仮設トイレの配置計画含む）に関すること 避難所（各クリーンセンター）の開設・運営支援に関すること 防疫（消毒、駆除）に関すること 動物対策に関すること
健康福祉部 健康福祉本部長 (健)企画管理室	<b>福祉1班</b> 社会福祉担当部長	人的被害（死者、行方不明者）の調査・報告に関すること 遺体の処理・埋火葬に関すること 高齢者等要援護者の支援に関すること 福祉避難所（特別養護老人ホーム、老人福祉センター）の開設・運営に関すること 災害救助法関係事務の総括に関すること 災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること 災害弔慰金の支給等に関すること
	<b>福祉2班</b> 子育て担当部長	避難所（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関すること 福祉避難所（特別支援学校）の設置・運営に関すること 障害者等要援護者の支援に関すること 応急保育に関すること
	<b>保健医療班</b> 保健福祉課長	災害医療対策本部の設置・運営に関すること 救護所に関すること 防疫（保健衛生）に関すること



部 名 部 長 事務局	班 名 班 長	所 掌 業 務
<b>都市整備部</b> 都市整備本部長 都)企画管理室	<b>都市班</b> 都市緑花担 当部長	交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者への情報提供に関すること 臨時ヘリポートの設置・管理に関すること 市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること 土砂災害の警戒に関すること 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること 被災家屋の修理・障害物除去等に関すること 仮設住宅等の確保・管理に関すること 復興都市計画に関すること
	<b>建設班</b> 建設担当部 長	道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること 緊急輸送道路の確保に関すること 土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関すること マンホールトイレの設置・管理に関すること 水防活動、救出活動の協力に関すること
<b>教育部</b> 生涯学習本部長 生)企画管理室	<b>教育1班</b> 教育総務課 長	避難所（体育施設）の開設・運営支援に関すること 物資集配拠点の設置・管理に関すること 救援物資の仕分け、避難所等への供給に関すること 学校施設、社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること 文化財等の被害調査、応急対策に関すること
	<b>教育2班</b> 学校教育担 当部長	避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること 応急教育に関すること 被災園児・児童・生徒の調査、学用品の調達に関すること
<b>水道部</b> 水道事業管理者	<b>給水班</b> 水)総務課長	応急給水に関すること 水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること 県水道局との連絡調整に関すること
<b>病院部</b> 病院事業管理局長 病)企画管理室	<b>病院1班</b> 市立病院長	重傷者の応急処置、助産に関すること 負傷者の診療等に関すること
	<b>病院2班</b> 東松戸病院長	負傷者の診療等に関すること
<b>消防局</b> 消防局長 消)企画管理室	<b>警防部</b> 消防局長	水防活動に関すること 消防・救急・救助に関すること 消防団の動員・活動調整に関すること 危険物対策に関すること 火災調査に関すること 広報に関すること

部 名 部 長 事務局長	班 名 班 長	所 掌 業 務
応援部	応援班 病院建設事務局長	他部班の応援に関する事
事 務 局 共 通		部内の情報収集と集約に関する事 部内への指令等の伝達に関する事 本部への報告に関する事
各 部 署 共 通		所掌業務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成含む）の作成に関する事 所掌業務に必要な資器材の調達に関する事 所掌業務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関する事 所掌業務に係る専門ボランティアとの調整に関する事 管理施設の保全、利用者の安全確保に関する事 管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関する事 避難が長期化した場合の、避難所の運営支援の協力に関する事

（注1）消防局は、大規模災害時の指揮命令系統に準拠した体制とする。

（注2）避難所の「開設」、「運営」、「運営支援」の違いについて

- ・「開設」とは、施設の開場、避難者の受け入れ等の初期対応をいう。
- ・「運営」とは、各避難者の状況把握、物資の配布等をいう。
- ・「運営支援」とは、避難諸施設、物資の受払い、情報等の管理、自主運営（第6節の「4 避難所の開設と運営」参照）の支援等をいう。

## 第2節 情報の収集・伝達

### 【計画の指針】

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体象や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

### 【計画の体系・担当】

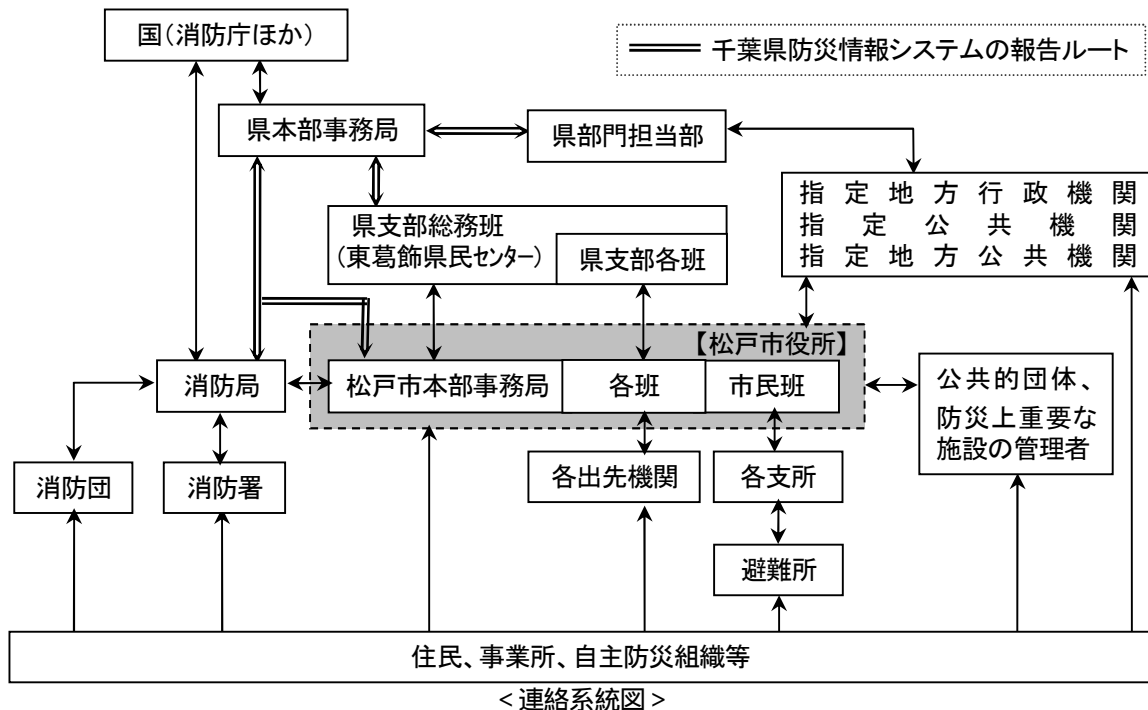
項目	担当
1 通信の確保	各班、防災関係機関
2 情報収集	各班、防災関係機関
3 被害調査	各班、防災関係機関
4 情報のとりまとめ、報告	各班、防災関係機関
5 広報	各班、防災関係機関
6 報道機関への対応	総務班
7 住民相談	市民班、各班

## 1 通信の確保

### (1) 連絡体制

各班及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡はFAX、Eメールにより行う。

【様式編 受発信用紙】



## (2) 通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

＜市内の主な通信手段＞

	主な手段	主な通信拠点
通信系	普通電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等
	県防災行政無線	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等
	地域防災無線	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等
	消防通信	本庁舎、消防局、消防署、警察署、電力・ガス会社
放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎 (市内各所、市出先機関)
	広報車の巡回	(本庁舎、消防局、消防署、消防団、警察署等) 市内各所

(注)「 」単方行

## (3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

## ア 非常通信の利用等

(ア) 非常無線通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。

(イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。

(ウ) MCA無線事業者に通信の協力を要請する。

## イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う(災害対策基本法第57条)。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

## 2 情報収集

## (1) 地震情報の収集

総括班は、電話及び県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

## 地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国187に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。松戸市は、「千葉県北西部」である。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。

## (2) 被害情報の収集

地震発生直後から、各班及び各防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を情報収集し、総務班に報告する。

また、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊の前兆等）は直ちに、その他の情報は随時、総務班に報告する。

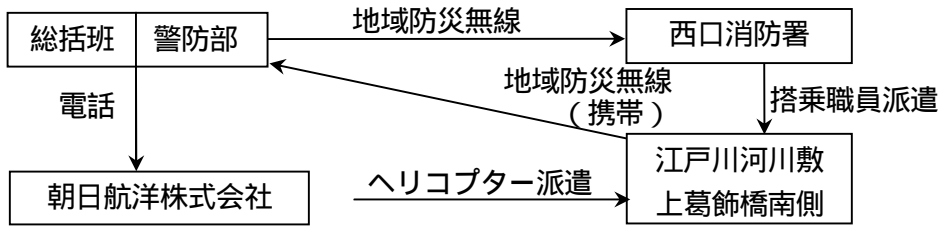
## ＜地震直後に把握すべき主な事項＞

火災（出火地点、延焼方向・範囲）
建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
避難状況、孤立地区の発生状況
土砂災害（斜面の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所）
道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
その他重大な被害

<地震直後の情報収集方法>

収集方法	備考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞いた情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター( )、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等。

ヘリコプターの出動を要請し、市内の被災状況を防災行政用無線により報告させる。



<初動時民間ヘリコプター活動フロー>

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

(3) 現地確認

震度5弱以上の地震が発生した場合等は、各班及び各防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに総務班に報告する。なお、重要情報(死者・重傷者の発生、河川の決壊等の前兆、避難勧告・指示、警戒区域の設定、交通規制等)は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

調査班は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

(4) 異常事象発見時における措置

- ア 異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- ウ 通報を受けた市長は、直ちに銚子地方気象台、県、その他の機関に通報する。

(5) 留意事項

- ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ウ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

### 3 被害調査

各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

調査項目と担当

	調査項目	市の担当班	関係機関
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1班、保健医療班、警防部	消防団、警察署、陸上自衛隊医師会等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班	
	全焼・半焼の状況	警防部	
	応急危険度判定	都市班	千葉県建築士会 千葉県建築士事務所協会
非住家被害	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	都市班、関係各班(平常時の施設管理者)	各官公署
	その他(倉庫、土蔵、車庫等)	関係各班(平常時の施設管理者)	
その他の被害	農林水産業の被害状況	経済班	県農林振興センター、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等
	商工業の被害状況	経済班	松戸商工会議所
	文教施設・文化財の被害状況	教育1班	
	医療機関の被害状況	保健医療班	医師会等
	道路、橋梁の被害状況	建設班	東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
	河川、水路等の被害状況	建設班	東葛飾地域整備センター 江戸川河川事務所
	上水道施設の被害状況	給水班	縣市川水道事務所松戸支所
	下水道施設の被害状況	建設班	県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境班	
	し尿処理施設の被害状況	環境班	
	土砂災害の被害状況	建設班、都市班、警防部	消防団
	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	総括班	東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

- ア 各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。
- イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。

ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。

また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

【様式編 被害の認定基準】

## 4 情報のとりまとめ、報告

### (1) 情報のとりまとめ

各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報を取りまとめ、総務班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各班の報告一覧】

種類	主な情報項目
被害 情報	参集途上等に収集した被害状況 所管施設等の被害状況 ・来所者、入所者、職員等の安否 ・施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 災害対策に従事中の事故等 その他、各々が担当する調査項目の被害状況
措置 情報	被害に対する応急対策の状況 活動体制（参集者、勤務状況） 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請 情報	建物、斜面等の危険度判定 職員、ボランティアの派遣 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 広報

### (2) 市本部への報告

各班、防災関係機関から総務班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び15時現在で把握することを原則）に報告する。

ただし、緊急情報、市本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（FAX又はEメール等）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

### (3) 県への報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（消防地震防災課）に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成20年9月9日改正）」により被害の有無を問わず、第一報等について県と併せて消防庁に報告する。



また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を消防庁及び県に報告する。

【資料編 県への報告一覧】

< 県への報告責任者等 >

統括責任者 【市長】	被害情報等の報告を総括する。
取扱責任者 【防災課長】	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。
報告事項	<p>災害の原因            災害が発生した日時            災害が発生した場所又は地域            被害の状況            (被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。)            被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況</li> <li>・主な応急措置の実施状況</li> <li>・その他必要事項</li> </ul> <p>災害による住民等の避難の状況            災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類            その他必要事項</p>

国及び県への連絡方法

	総務省消防庁	県
勤務時間内	<p>【消防庁国民保護・防災部応急対策室】            県防災行政無線            電話 048-500-90-49013 (衛星系)            FAX 048-500-90-49033 (衛星系)            一般加入電話            電話 03-5253-7527            FAX 03-5253-7537</p>	<p>【県消防地震防災課】            県防災行政無線            電話 500-7361 (地上系)            012-500-7361 (衛星系)            FAX 500-7298 (地上系)            012-500-7298 (衛星系)            一般加入電話            電話 043-223-2175            FAX 043-222-5208</p>
勤務時間外	<p>【消防庁宿直室】            県防災行政無線            電話 048-500-90-49102 (衛星系)            FAX 048-500-90-49036 (衛星系)            一般加入電話            電話 03-5253-7777            FAX 03-5253-7553</p>	<p>【県防災行政無線統制室】            県防災行政無線            電話 500-7303 (地上系)            012-500-7303 (衛星系)            FAX 500-7630 (地上系)            012-500-7630 (衛星系)            一般加入電話            電話 043-223-2178            FAX 043-222-5219</p>

## 5 広報

### (1) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

### (2) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や同報系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。

ウ 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

#### < 主な広報媒体 >

種別	媒体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線	総務班
	広報車による巡回放送	総務班、警防部、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	総務班
紙面系	広報誌、チラシの発行	総務班
	公共（施設等）の掲示板	各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関
その他	ヘリコプターによる放送	県

#### < 主な広報事項 >

時期	広報事項	媒体
初動期	用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 地震情報（震度・震源、余震の可能性等） 避難情報（避難所開設状況、勧告・指示の対象とその理由） 被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） 公共交通機関の運行状況 ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等）	同報系 更新系
応急期	公共交通機関の運行状況 ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）	同報系 更新系 紙面系

時期	広報事項	媒体
	医療機関の状況 感染症対策活動の実施状況 食料、生活必需品の供給予定 災害相談窓口の設置状況 その他住民や事業所のとるべき措置	

### (3) 市の広報

総務班は、各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各班、防災関係機関に資料提供を依頼するとともに、必要に応じて現地への取材等により情報を収集する。

#### ア 同報系防災行政無線の緊急放送

市役所に設置の地震計が一定の数値を超えた場合は、直後に同報系防災行政無線により、パニック防止の呼びかけ、出火防止の呼びかけ、被害軽減のための情報について自動放送がなされる。不測の事態により、自動放送がなされない場合は、手動放送（勤務時間外は警防部が遠隔制御）にて行う。

#### イ ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報をリアルタイムに発信する。

#### ウ 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙「広報まつど災害生活情報」や、臨時のチラシを作成し、調査班や町会・自治会等と協力して各世帯に配布する。

#### エ 避難者等への情報提供

(ア) 市民班と協力して、インターネットやFAX等も活用して、避難所生活者に災害情報を提供する。

(イ) 福祉1・2班と協力して、障害者、高齢者等への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ウ) 国際交流協会と協力して、外国人への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

## 6 報道機関への対応

### (1) 記者発表

総務班は、本部に近接する場所にプレスセンターを設置し、定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して住民への広報や物資等の支援を要請する。

総務班長は、発表情報を一元管理し、提供資料については総務企画部長と事前協議する。

### (2) 災害対策本部や避難者への配慮

災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

## 7 住民相談

---

### (1) 初期対応

市民班は、地震直後から市役所、支所に災害相談窓口を設置し、被災者等の問い合わせ等に対応する。

### (2) 総合相談

市民班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての災害相談センターを市役所に設置し、各班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて支所、避難所等での巡回相談を実施する。

#### 〈災害相談センターの相談項目例〉

り災証明発行	税の減免等
遺体の埋火葬	医療・福祉
生活再建支援金・義援金等の支給	商・工・農林業への支援
住宅支援	ライフライン復旧
廃棄物、防疫	教育

## 第3節 救助・救急・消火活動・水防活動

### 【計画の指針】

プレート境界の地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等が同時多発し（想定全壊家屋数約350棟、想定炎上出火数が約5件）関係機関が有する消防、救助・救急能力をはるかに超える事態となる可能性がある。また、建物の倒壊等により救助・救急を要する事態が同時多発的に発生した場合、挫滅症候群を回避するためには、発症防止のため1～2時間以内に救出すること、また、発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとる必要がある。

このため、市及び関係機関は、延焼火災の防御等、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民等は、地域の自主防災力を発揮して消火・救出活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

※挫滅症候群(クラッシュ症候群):家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿(乏尿)となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 救助活動	警防部、消防団、警察署
2 救急活動	警防部、消防団、保健医療班
3 消火活動	警防部、消防団
4 水防活動	警防部、消防団

## 1 救助活動

消防機関の活動は、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づき、消防活動を最優先としながら、併せて、救助救急活動に万全を期する。

### (1) 行方不明者情報の収集

警防部及び消防団は、地震により要救助者、行方不明者が発生した場合、住民、自主防災組織等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

### (2) 救助活動要領

警防部及び消防団は、互いに連携し、救助資器材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により警防部及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、市長（本部長）は知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

### 救助活動の原則

延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、トリアージの結果救命効率の高い事象を優先する。

傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

### (3) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

資器材は、身の回りのものを有効利用するほか、松戸市危険物安全協会、千葉県石油商業協同組合松戸支部に加盟するガソリンスタンド及び千葉県自動車整備振興会松戸支部に加盟する自動車整備工場の「震災時住民協力事業所」の救助用具を活用する。

### (4) 警察の活動

ア 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

イ 救出した負傷者は、応急手当を施したのち、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

## 2 救急活動

三師会等が設置する「災害医療対策本部」と連携して、効果的な救急活動を行う。

### (1) 救急搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「防災協力医療機関」又は「市立病院」に搬送する。市外の後方医療機関（県災害拠点病院等）への搬送は、応援の救急隊を充てることとし、「引継ぎ拠点（経由地）」を状況に応じて設定して、引き継ぎを行う。なお、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプター等の出動を要請する。

トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

### (2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置して、災害医療対策本部に医療救護班の派遣を要請する。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に、応急救護所、医療機関への輸送協力を求めるなど、関係機関と連携して効果的な活動を行う。

## 3 消火活動

### (1) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とし、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づいて活動するものとする。

#### 消火活動の原則

風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。  
延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。  
延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。

危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。  
 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。  
 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。  
 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。  
 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行うものとする。  
 大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

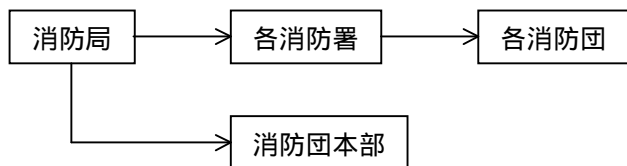
(2) 活動体制の確立

警防部、消防団は、市本部が設置されると同時に、次の本部体制をしく。

<大地震発生時の消防機関の体制>

	本部名	設置場所	本部長
警防部	警防本部	消防局	消防局長（警防部の指揮統括等）
	警防方面本部	方面本部	方面本部長（方面内の指揮統括等）
	署隊本部	各署	各署長（管内の指揮統括等）
消防団	団本部	消防局	消防団長（消防団の指揮統括等）
	団方面本部	各署	方面隊長（方面内の消防団の指揮統括等）

警防部は、あらかじめ定める災害配備連絡表に基づいて、職員、団員を動員する。また、職員は速やかに参集する。



<連絡系統>

(3) 消防団の活動

消防団は、消防センターを拠点に発災直後は地域防災のリーダーとしてから段階的に活動するものとする。

ア 住民への出火防止の広報、住民との協力による初期消火

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 警防部と連携した消火活動

警防部が出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は警防部と協力して行うものとする。

ウ 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

## (4) 消防広域応援要請

消防局長は、災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」(千葉県 平成8年5月)により広域応援統括消防機関(千葉市消防局)を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

## (5) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

## (6) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

## 事業所の消火活動等

警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 必要に応じて従業員、顧客等の避難 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 立入り禁止措置等の実施
--

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりとする。

## ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県及び警防部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

## イ 石油類等危険物保管施設の応急措置

警防部は、危険物施設等の所有者・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

(ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

(イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置

(ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

## ウ 危険物等輸送車両の応急対策

(ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用期限の緊急措置命令を発する。

## 4 水防活動

洪水のおそれがある場合は、松戸市水防計画に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて、施設等の監視、操作及び洪水防御活動を行う。



## 第4節 災害警備・防犯対策

### 【計画の指針】

大規模災害の発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害警備	警察署
2 防犯対策	市民班、警察署

## 1 災害警備

### (1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

### (2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

#### ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等

#### イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

#### ウ 総合対策本部及び現地対策本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

### (3) 警備活動

#### ア 要員の招集及び参集

#### イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

#### ウ 装備資機材の運用

#### エ 通信の確保

#### オ 負傷者の救出及び救護

#### カ 避難誘導及び避難地区の警戒

#### キ 警戒線の設定

#### ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

#### ケ 報道発表

#### コ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護

#### サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

#### シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

## 2 防犯対策

---

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民班は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所運営委員会（第6節の「4 避難所の開設と運営」参照）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

## 第5節 交通・輸送対策

### 【計画の指針】

大規模災害時には、道路の損壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

### 【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 緊急輸送道路の確保	建設班、警察署、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 緊急通行車両等の確認	財務班
3 緊急輸送	財務班、都市班

### 1 緊急輸送道路の確保

「大規模地震発生に伴う道路の緊急調査及び応急復旧実施要領」に基づいて、緊急輸送道路を確保する。

【資料編 緊急輸送道路ネットワーク図】

#### (1) 道路情報の収集

建設班は、警察署及び各道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。また、地震発生から24時間以内に災害時重要路線を調査し、最低限の道路機能の確保に努める。

#### < 災害時重要路線 >

国道6号	県道松戸原木線、市道
県道市川松戸線、県道松戸野田線	市道古ヶ崎～横須賀区間
県道松戸・鎌ヶ谷線	県道千葉鎌ヶ谷松戸線、市道
市道岩瀬～串崎新区間	県道市川柏線、市道
国道464号	市道北松戸～八柱区間

#### (2) 道路の啓開、応急復旧

建設班は、管理道路上の倒壊障害物の除去や、放置車両の移動等を、災害協定団体等の協力を得て実施する。また、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

また、警察署及び各道路管理者は、道路施設、交通管理施設の応急復旧を行う。

ア 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、迂回路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、市、放送事業者、報道機関等を通じて広報する。

## 【資料編 災害協定一覧】

## (3) 交通規制

建設班は、他の道路管理者、警察署と協力して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線について、通行禁止又は制限等の措置をとる。また、交通規制や道路が被災した場合は、必要に応じて迂回路を設定する。

警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制及び警戒にあたる。

## 交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法 第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法 第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3第1項  災害対策基本法 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

## 2 緊急通行車両等の確認

---

### (1) 申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

財務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

### (2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

### (3) 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

(ア) 車両を道路外の場所に置くこと。

(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 3 緊急輸送

---

### (1) 車両、燃料の確保、管理

財務班は各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、協定団体等からトラック、バス等を調達する。

燃料は、松戸市内の燃料販売業者から調達する。

＜車両の調達と運用方法＞

調達先、車種等		1次運用	2次運用
市	無線車	避難誘導、道路緊急調査	各対策部の応急活動内容を考慮
	その他		
指定公共機関（日通）			救助物資の搬送
協 定 団 体	タクシー	応急救護所（傷病者の搬送）	
	一般乗合バス	応急救護所（傷病者の集団搬送）	被災者の集団搬送
	トラック		水・食料・生活必需品の搬送
	軽トラック		医療資材集配拠点（医薬品の搬送） 救援物資集配拠点（容器入り飲料 水・食料・救援物資の搬送）
その他民間車両			人員輸送

【資料編 災害協定一覧】

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道㈱に鉄道による輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

陸上交通の途絶の場合や特に緊急を要する輸送の場合等は、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、都市班は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

臨時ヘリポート予定施設

21世紀の森と広場	県西部防災センター
金ヶ作公園	松戸運動公園
六実中央公園	江戸川河川敷（上葛飾橋南側）
市立松戸高校	江戸川河川敷（古ヶ崎野球場）
東部スポーツパーク	県立松戸馬橋高校
旧県立松戸矢切高校	県立小金高校

【資料編 臨時ヘリポート設置基準】

## 第6節 避難対策

### 【計画の指針】

延焼火災の拡大、危険物等の流出・拡散、土砂災害等により住民等の生命が脅かされる場合、市長は避難の勧告又は指示を発令し、危険地域から安全地域へ避難させる責務と権限をもつ。そのため、体力等の異なる者の集団を、混乱なく緊急に避難させるには関係機関が協力して対策にあたる必要がある。

また、プレート境界の地震が発生した場合、多くの住民が住居を失うことが予想される（避難所収容者は約6万人）。このため、災害直後から避難所を開設し、一時的宿泊場所を提供するとともに、集団生活による精神的・体力的限界を考慮し、早期に避難所生活を解消できるよう、関係機関と連携を図り生活の再建等を支援することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難の勧告・指示等	総括班、総務班、警防部、消防団、警察署
2 自主避難	住民
3 避難誘導	調査班、福祉1・2班、消防団
4 避難所の開設と運営	市民班、環境班、福祉2班、教育1・2班
5 避難所等の閉鎖	市民班

## 1 避難の勧告・指示等

### (1) 避難の勧告・指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

## 避難の種類及び発令基準

種類	内容	基準
避難準備 情報	避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	状況により市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の住民が避難すること	地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難すること	がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

## 避難の勧告・指示の発令権者及び要件

実施者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官 海上保安官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員 又は水防管理者	洪水 (指示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

## (2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。



警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法第63条
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法第28条 第23条の2
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	第21条

消防法第23条の2では、危険物の漏えい等の事故の場合に、消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が行う。

### (3) 住民への伝達

避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
同報系防災行政無線 広報車 放送機関への放送依頼	避難勧告・指示等の理由 避難の対象区域 避難先、その場所名 避難経路 その他注意事項

### (4) 県に対する報告

避難の準備情報及び勧告、指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局（消防地震防災課）及び県東葛飾県民センターに報告する。

### (5) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

## 2 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

### 3 避難誘導

#### (1) 住民の避難誘導

延焼火災の発生や危険物の漏えい等により、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

#### (2) 災害時要援護者の避難誘導

災害時要援護者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、福祉1・2班は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

#### (3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

### 4 避難所の開設と運営

#### (1) 避難所の開設

原則として本部長が指定避難所の開設の要否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

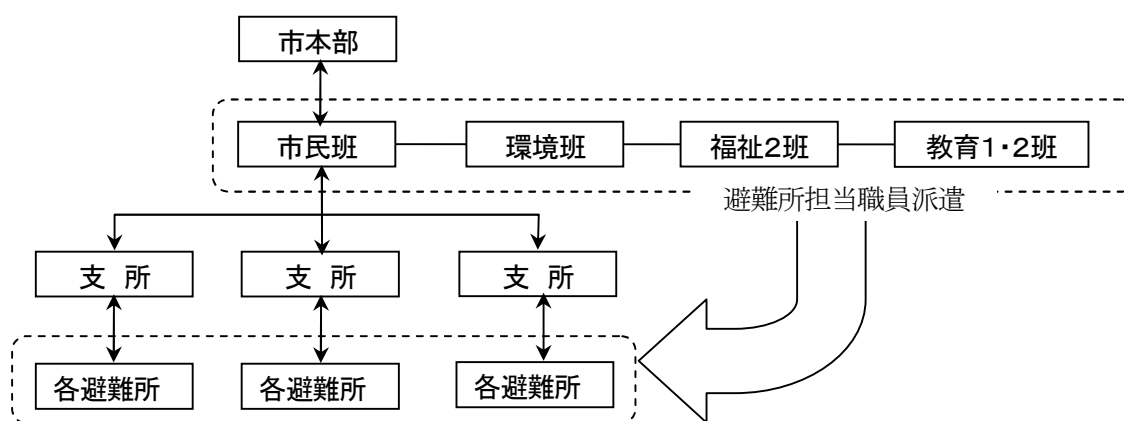
勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した「避難所直行職員」が開設する。

なお、建物の倒壊や、敷地の崩壊等の危険性がある場合は、市本部に被害状況を報告する。

#### (2) 避難所担当職員の派遣

市民班、環境班、福祉2班及び教育1・2班は、避難所を開設した施設の管理者や勤務職員、避難所直行職員等と交代して業務を引き継ぐため、複数の職員(うち1人を責任者として指名、以下「避難所担当職員」という。)を派遣する。



<避難所・支所・班・市本部の関係>

## (3) 避難者の把握

避難所担当職員は、住民等を收容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者收容名簿を作成し、支所等、市民班を通じて市本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

## (4) 避難所の総括

支所等は、避難所担当職員と連携して管轄区域内の避難所を総括する。

ア 避難所担当職員との通信、広報手段を確保する。

イ 避難所担当職員に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、市民班に、避難所への物品等の供給や支援活動を要請する。

ウ 避難所担当職員は、避難所の管理体制を確立する。

## &lt; 避難所担当職員の主な役割 &gt;

- 避難者への開放区域、要援護者専用室、授乳室、避難所事務室等の設定
- 避難者名簿、避難所運営記録の作成
- 避難者の把握及び報告（特に、災害時要援護者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに本部に報告する。）
- 避難所運営委員会の結成、運営方針、ルールづくりの支援
- 館内放送、情報等の掲示等
- 救援食料・物資等の受領、保管
- 避難所における事業等への協力

## (5) 自主運営体制の確立

自主防災組織や町会・自治会は、避難所運営委員会の設立、リーダーの選出を行い、避難所を自主運営し、避難所管理職員の管理業務に協力する。避難者は、リーダーの下で避難所運営に協力する。

## &lt; 避難所運営委員会の主な役割 &gt;

- 運営方針、生活ルールの決定
- 救援食料・物資等の配布、炊き出し協力
- 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）
- 避難者のニーズ調査、統括者への報告
- ごみの管理、施設・トイレの清掃等
- 秩序の保持

## (6) 健康・衛生対策等

市民班は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、関係各班と協力して対策を講じる。

ア 災害時要援護者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第17節 災害時要援護者への対応」による。

イ し尿対策

環境班と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。そ

の他、第8節の「3 し尿の処理」による。

#### ウ 医療、保健衛生対策

保健医療班と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「2 保健活動」及び第7節の「2 被災者の健康管理」による。

#### エ 愛がん動物対策

避難所へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境班を通じて、関係機関にペット対策を要請する。

その他、第8節の「7 動物対策」による。

#### オ 生活環境対策

生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくりを行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルール設定等）

(エ) 娯楽、防犯用品の確保

#### カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

#### (7) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、支所等を通じて市民班に報告する。

市民班では、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

## 5 避難所等の閉鎖

---

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

## 第7節 応急医療

### 【計画の指針】

建物の倒壊等により挫滅症候群<sup>1</sup>を発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとることが必要となる。医療機関の被災により市内の有する医療救護サービスが低下する中、医療救護ニーズの急激な高まりや挫滅症候群等の高度医療ニーズが発生した場合、市内各所で医療救護サービスを提供するとともに、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。

また、大規模な災害に遭遇し、身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害<sup>2</sup>を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者が、エコノミークラス症候群<sup>3</sup>で死亡することもある。このため、住民および応急対策従事職員に対しこころのケア対策や健康指導を施す必要がある。

※1 挫滅症候群(クラッシュ症候群):家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿(乏尿)となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

※2 心的外傷後ストレス障害(PTSD):災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※3 エコノミークラス症候群:長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護活動	保健医療班、病院1・2班、警防部、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会
2 被災者の健康管理	保健医療班、病院1・2班、県松戸健康福祉センター、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会

## 1 医療救護活動

### (1) 災害医療対策本部の設置

市本部長は、災害医療対策の統括が必要と判断した場合、保健医療班長及び三師会の長に対して災害医療対策本部の設置、運営を要請する。

また、保健医療班は災害医療対策本部を開設する。

#### < 災害医療対策本部の構成等 >

設置場所	衛生会館(代替候補:中央保健福祉センター)
本部長	松戸市医師会長
本部員	松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市立病院医師、市本部(健康福祉本部企画管理室長)
医療救護情報部	市本部(保健医療班)
診療部	松戸市医師会、松戸歯科医師会、市立病院医師
薬剤部	松戸市薬剤師会

## &lt; 災害医療対策本部の各部の所掌業務 &gt;

部 名	業 務
医療救護情報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関の被害状況、稼動状況等の収集</li> <li>・ 市本部（保健医療班、警防部等）、医療機関、県松戸健康福祉センター、県接骨師会松戸支部、県等との連絡</li> <li>・ 応急救護所の設営、連絡</li> <li>・ 流動備蓄医療資器材の運用</li> </ul>
診 療 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療従事者の確保</li> <li>・ 医療救護班の編成、派遣</li> </ul>
薬 剤 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品等の調達</li> </ul>

## (2) 応急救護体制の確保

市本部長は、医師等による現場付近での医療救護が必要な状況と判断した場合、災害医療対策本部に、応急救護所の開設、医療救護班の派遣を要請する。

災害医療対策本部は、被害状況等を勘案して応急救護所を配置し、医療救護班の編成・派遣、医薬品等の供給を行う。

【資料編 応急救護所予定施設一覧】

## ア 応急救護所の設置

医療救護情報部は、応急救護所に職員を派遣し、保健室等に活動環境を確保し、流動備蓄医療資器材を確認する。応急救護所に保管する流動備蓄医療資器材が不足する場合は、支所保管の流動備蓄品を活用する。

## イ 医療救護班の派遣

診療部は、医療スタッフを確保して医療救護班を編成し、各応急救護所に派遣する。また、警防部からの要請等に応じて、被災現場に医療救護班を派遣する。

医療救護班が不足する場合等は、県立病院等の救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、医薬品の供給等を、市本部を通じて県に要請する。

また、警防部は、県に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

## &lt; 医療救護班の主な活動項目 &gt;

<p>トリアージの実施（負傷者の緊急度の判定と、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定）</p> <p>負傷者の応急処置</p> <p>助産</p> <p>死亡の確認</p>
--

## (3) 後方医療体制

後方医療を必要とする重傷者等は、防災協力医療機関又は市立病院（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

【資料編 防災協力医療機関等一覧】

## (4) 傷病者の搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし救急車両で市内の医療機関に搬送し、

市外の医療機関への搬送は、応援の救急隊と連携して搬送する。道路の被害等で車両による搬送ができない場合は、総括班から県を通じてヘリコプター等の出動を要請する。

その他、応急救護所から病院への搬送、多数の負傷者の搬送等は、災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

【資料編 災害協定一覧】

#### (5) 医療用資器材の確保

薬剤部は、市の流動備蓄品（応急救護所、支所に保管）が不足する場合、医療機関の医療器具及び薬品が不足する場合に、医療品販売店等から調達する。さらに不足する場合は、保健医療班を通じて県に要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

#### (6) 透析患者等への対応

医療救護情報部は、人工透析等の応急措置について医療機関の対応状況を確認する。対応が困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

#### (7) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

## 2 被災者の健康管理

---

### (1) 巡回医療

保健医療班は、避難所等に避難している住民の疾患の予防のため、県松戸健康福祉センターと連携して避難所に避難所救護センターを設置し、病院1・2班、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、千葉県接骨師会の協力を、また他地域の医師会、歯科医師会等の協力も得て、精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。避難所救護センターの活動は、県松戸健康福祉センター長が統括する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導など、県松戸健康福祉センターと連携した活動を行う。

### (2) メンタルケア

災害による精神的なダメージに対し、カウンセリング等のメンタルケアを早期に実施する。

### (3) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

## 第8節 防疫・清掃・障害物の除去

### 【計画の指針】

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

また、プレート境界の地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約11万トン）が発生する可能性がある。また、ライフラインの停止により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防疫活動	保健医療班、環境班、県松戸健康福祉センター、松戸市医師会
2 保健活動	保健医療班、環境班、県松戸健康福祉センター、松戸市医師会
3 し尿の処理	環境班
4 ごみの処理	環境班
5 障害物の除去	都市班、建設班、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境班
7 動物対策	環境班、県松戸健康福祉センター、県動物愛護センター、県獣医師会

## 1 防疫活動

### (1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

### (2) 防疫活動

#### ア 検病調査及び健康診断

県松戸健康福祉センターは、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療班は、県松戸健康福祉センターに協力する。

#### イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県松戸健康福祉センターの行う必要な措置について協力する。

#### 感染症患者等への措置

発生状況、動向及び原因の調査	健康診断	就業制限
感染症指定医療機関への入院勧告	消毒等	

#### ウ 広報活動

保健医療班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

#### エ 消毒の実施

環境班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地区に消毒を行う。



また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資器材・薬剤は、市が備蓄するものを使用するが、不足する場合は、県松戸健康福祉センター、松戸市薬業協同組合、協定団体から調達する。

【資料編 備蓄倉庫一覧】

#### オ 報告

保健医療班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

## 2 保健活動

---

### (1) 巡回医療

保健医療班は、松戸市医師会、県松戸健康福祉センター等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行い、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

### (2) 入浴情報の提供

保健医療班は、入浴施設に関する情報を提供する。

### (3) 食中毒等の予防

保健医療班は、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

### (4) 避難所の防疫措置

保健医療班及び環境班は、消毒薬剤及び殺虫剤を散布するとともに、衣服の日光消毒、手洗いの励行等について指導する。

## 3 し尿の処理

---

下水道の被災地区（断水の場合含む）では、原則として水洗トイレの使用を禁止し、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

### (1) 避難者対策

地震発生当初、避難所のトイレが使用できない場合は、市の備蓄トイレやマンホールトイレ（一部の避難所に設置）を使用する。不足する場合は、環境班に仮設トイレの設置を要請する。

環境班は、応援自治体やレンタル業者等に、避難所等への仮設トイレの設置を要請する。

### (2) 在宅者対策

自宅に残留する住民は、簡易トイレ等により自宅で処理するため、環境班は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保し、住民へ配布する。

### (3) 収集処理体制の確立

環境班は、し尿処理施設の被害状況、避難所等の仮設トイレの配置状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、必要な収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿は、し尿処理施設にて処分するが、市で対応できない場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村に応援を要請する。

## 4 ごみの処理

---

### (1) クリーンセンターにおける措置

環境班は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止によりクリーンセンターの稼働が停止した場合、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働

に努める。

(2) 処理体制の確立

環境班は、清掃施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等をふまえて、ごみ処理実施体制や方法を決定する。

ごみの収集等は、市内許可業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(3) その他

ア 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、町会・自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。

イ 仮置場の確保

ごみが大量の場合は、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。

## 5 障害物の除去

---

(1) 道路・河川障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内的の道路について路上障害物の状況を把握する。自動車、遺体等の特殊なものを除き、緊急輸送道路を優先して、障害物を除去する。

各河川管理者は、河川における流下障害物の状況を把握する。二次災害の危険性がある場合は、障害物の除去や排水等を行う。

建設班は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、都市班と協力して実施する。

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

都市班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

障害物除去の対象者

当面の日常生活が営み得ない状態にある者 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者
---

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

## 6 がれき等の処理

---

(1) 処理量の予測・対象等

大量のごみ、除去障害物、がれき等が発生した場合、環境班は「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、環境班が民間事業者のあっせん等を行う。

#### (2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：市街化調整区域内の休耕地等）を確保する。

#### (3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 市のみで最終処分までの処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。

## 7 動物対策

---

#### (1) 死亡獣畜の処理

環境班は、家畜の死亡が確認された場合は、県松戸健康福祉センターの指導により、死亡した家畜等を処理する。

#### (2) 放浪動物への対応

環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、県松戸健康福祉センター、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

#### (3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止する。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応するほか、避難者への十分な配慮を行う。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、県松戸健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

## 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

### 【計画の指針】

多数の死者が発生した場合は、遺体の身元確認、検察は医療救護班のみでは困難となるほか、火葬場に支障が生じた場合には、短期間での火葬が困難となるため、関係機関との協力の下、速やかな対応が重要となる。

また、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要するなかでも、夏期は衛生状態を良好に保つ等、混乱の最中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮して対応することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 行方不明者の捜索	福祉1班、警防部、警察署、消防団
2 遺体の処理	福祉1班、保健医療班、警察署、日本赤十字社千葉県支部、松戸市医師会、松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	福祉1班

## 1 行方不明者の捜索

### (1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者(周囲の事情により死亡していると推定される者を含む)を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

また、災害発生後3日を経過した者は、死亡しているものと推定する。

福祉1班は、通報や相談窓口等で受付けた行方不明者情報、市民班による避難者等の安否情報、被災現場の情報等を取りまとめ、行方不明者名簿を作成する。名簿は警察、自衛隊等の捜索を行う機関と共有する。

### (2) 捜索

警防部及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視(見分)を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

## 2 遺体の処理

### (1) 遺体処理の対象

福祉1班は、次の場合に遺体の処理を行う。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号) 刑事訴訟法第229条(検視) 検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)に基づき、警察官の遺体検視(見分)終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

## (2) 遺体安置所の設置

福祉1班は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館(市斎場)に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

## (3) 遺体の検視(見分)

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視(見分)を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

## (4) 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。困難な場合は、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

## (5) 遺体の処理

保健医療班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、松戸市医師会、松戸市歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

遺体の処理項目

遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

### 3 遺体の埋火葬

## (1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

## (2) 埋火葬の受付

福祉1班は、遺体安置所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

## (3) 埋火葬

遺体は松戸市斎場で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

## (4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」(平成8年規則9号)により扱い、市納骨堂に保管する。

## 第10節 生活支援

### 【計画の指針】

水道等のライフライン、流通機構が被災した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限される。

このため、病院・福祉施設等の重要施設の機能を維持するために必要な上水等を緊急に確保するとともに、必要最小限度の飲料水、食料、生活必需品を被災者等に供給する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	給水班、県水道局
2 食料の供給	経済班、市民班、福祉1・2班、調査班、総務班
3 生活必需品の供給	経済班、市民班、福祉1・2班、調査班
4 救援物資の受け入れ・管理	経済班
5 物資集配拠点の運用	教育1班

## 1 給水

### (1) 水源の確保

給水班は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民家井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県水道局は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

### (2) 水源の水質検査及び保全

給水班は、確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

また、防災協力民間井戸については、県松戸健康福祉センター、松戸市薬剤師会に検査を依頼する。

### (3) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を優先するため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

### (4) 給水活動の準備

給水班は、次のように給水活動の準備を行う。

#### 給水活動の準備

活動計画の作成	給水所（避難所等） 給水量 資器材の準備	給水ルート 広報の内容・方法等 水質検査	給水方法 人員配置
給水資器材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

## &lt;目標給水量&gt;

時 期	1日あたり目標量	主な用途
地震発生～3日目	3リットル/人	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル/人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル/人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～	250リットル/人	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

(財)水道技術研究センターによる

## (5) 給水方法

## ア 直接給水

防災用井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽、防災用協力井戸等では、当該施設で、被災者に直接給水する。

## イ 搬送給水

配水場で、給水車等（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器、簡易水槽等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

【資料編 災害協定一覧】

## ウ 給水順位

応急救護所及び応急給水重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

【資料編 応急給水重要施設一覧】

## エ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

## オ 県水道局の協力

県は給水班と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

## (ア) 給水車両等への注水

## (イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力

## (ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置

## (エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

## (6) 応援要請等

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等に応援を要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

【資料編 災害協定一覧】

## (7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

## 2 食料の供給

---

### (1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

### (2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済班は、市民班（避難所収容者）、福祉1・2班（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、総務班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

#### 食料供給の対象者

避難所に収容された者

住家の被害が全焼、流失、半焼、半壊等があって炊事のできない者

旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

災害応急対策活動従事者

### (3) 食料の調達

経済班は、家庭内備蓄や市の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省総合食料局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

### (4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済班は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民班（避難所担当）、福祉1・2班（福祉避難所担当）と連携して決定する。

各避難所へ個別配送できない場合は、物資集配拠点に受け入れた後、避難所へ個別輸送する（「5 物資集配拠点の運用」参照）。

### (5) 炊き出し

弁当、パン等の調達ができない場合、経済班は、自衛隊、赤十字奉仕団等に炊き出しを要請する。炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

## 3 生活必需品の供給

---

### (1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

### (2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。



経済班は、市民班（避難所収容者）、福祉1・2班（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

#### 生活必需品の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者  
 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者  
 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

#### (3) 物資の調達

経済班は、家庭内備蓄や市の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から次のものを調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

#### 〈生活必需品の例〉

寝 具.....タオルケット、毛布、布団等  
 外 衣.....普通衣、作業衣、婦人服、子供服等  
 肌 着.....シャツ、パンツ、靴下、ブラジャー等  
 身回り品.....タオル、手拭い、運動靴、傘等  
 炊事用具.....鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等  
 食 器.....茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等  
 日 用 品.....石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨、  
 生理用品、紙おむつ等  
 光熱材料.....ライター、携帯型ライト、灯油等

【資料編 災害協定一覧】

#### (4) 物資の輸送、配給

食料の供給に準ずる。

## 4 救援物資の受け入れ・管理

#### (1) 救援物資の要請

経済班は、救援物資の要請、受け入れを行う。

##### ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

##### イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

#### (2) 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に経済班が供給先に要請する。

## 5 物資集配拠点の運用

---

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ仕分け配送されない大量のものについては、物資集配拠点に受け入れる。

教育1班は、松戸運動公園（代替施設：森のホール21）に物資集配拠点を設置し、物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

受け入れ予定については、経済班と情報を共有し、仕分け作業はボランティアの協力を得て行う。また、避難所等への供給は、財務班にトラック等の手配を要請する。

## 第11節 二次災害の防止

### 【計画の指針】

地震の発生後は、余震による二次的な建物や宅地の倒壊や崩壊、土砂災害等の発生が想定される。また、危険物施設等での危険物の漏洩・爆発等の危険が想定される。

このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 被災建築物の応急危険度判定	都市班、千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会
2 被災宅地の危険度判定	都市班、建設班
3 がけ地の危険防止	警防部、建設班、県東葛飾地域整備センター
4 危険物施設等対策	警防部、県
5 放射性災害対策	警防部、消防団

## 1 被災建築物の応急危険度判定

松戸市被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づいて、次のように実施する。なお、市内で震度5弱以上を観測した場合は、市の建築職員が、耐震性の低いものを優先して、避難所の危険度判定を行う。

### (1) 判定実施体制

都市班は、建物の倒壊や、敷地の崩壊等の危険性が市本部に報告された場合、市本部長からの要請に基づいて、松戸市被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、必要な判定資器材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。

また、県、千葉県建築士会及び千葉県建築士事務所協会の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

### (2) 判定要領

判定は、「松戸市被災建築物応急危険度判定実施要綱」(松戸市都市整備本部都市緑花担当部建築指導課)に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い(第一次)、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定(第二次)を実施する。

## 2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 3 かけ地の危険防止

---

かけ地は、県東葛飾地域整備センターの支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、災害協定団体等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難勧告又は指示を行う（第6節の「1 避難の勧告・指示等」参照）。

### 4 危険物施設等対策

---

#### (1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。警防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

#### (2) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

### 5 放射性災害対策

---

#### (1) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

#### (2) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

消防局長又は消防署長及び市長（本部長）は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

なお、消防団は、警防部と連携し、現場からの距離を置き支援活動に従事する。

## 第12節 応援派遣要請

### 【計画の指針】

大地震は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。  
このため、大規模な被害が推定されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ	総括班、総務班
2 自治体等への応援要請	総括班、総務班
3 消防の広域応援要請	総括班、警防部
4 水道・下水道事業体の相互応援	給水班、建設班

## 1 自衛隊の応援派遣要請、受入れ

### (1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を行う。

### (2) 派遣要請の手続き

市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

総括班は、これらの手続きを実施する。

#### 災害派遣要請の手続き

連絡先	県総務部消防地震防災課
要請事項	災害の情况及び派遣を要請する事由 派遣を希望する期間 派遣を希望する区域及び活動内容 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

#### 緊急時の最寄り連絡先

部隊名	陸上自衛隊需品学校【松戸】
連絡責任者（時間外）	企画室副室長（駐屯地当直司令）
連絡先	電話 047-387-2171 内線 202、203（302）
時間内 8:00～17:00（時間外）	県防災行政無線 636-721、当直 636-723

## (3) 受入体制

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

## 自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	作業箇所及び作業内容 作業箇所別必要人員及び必要機材 作業箇所別優先順位 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	連絡窓口を一本化する。 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

## (4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

## 自衛隊の支援活動

被害状況の把握	避難の援助
遭難者等の捜索活動（行方不明者の捜索）	水防活動
道路又は水路等交通路上の障害物の除去	消防活動
応急医療、救護、防疫及び防虫駆除	人員及び物資の緊急輸送
炊飯及び給水	物資の無償貸与又は譲与
交通規制の支援	危険物の保安及び除去
予防措置	その他

## (5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

## 自衛隊自主派遣の判断基準

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

## (6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

## (7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

## 2 自治体等への応援要請

## (1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

## (2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対し斡旋を求める。

## 県、指定地方行政機関等への要請手続き

種 別	県への応援要請	指定地方行政機関等への応援要請等
要 請 先	県総務部消防地震防災課	指定地方行政機関又は特定公共機関 (斡旋を求める場合は県)
要請内容	災害の状況 応援を必要とする理由 応援を希望する物資等の品名、数量 応援を必要とする場所・活動内容 その他必要な事項	派遣の要請・斡旋を求める理由 職員の職種別人員数 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与その他の勤務条件 その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項
根拠法令	災害対策基本法第 68 条	派遣：災害対策基本法第 29 条 斡旋：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	

## (3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

## 県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	被害状況 応援の具体的な内容及び必要量 応援場所及び応援場所への経路 応援の種類 応援を希望する期間 前各号に掲げるものの他必要な事項
応 援 の 種 類	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 被災者の一時収容のための施設の提供 被災傷病者の受入れ 遺体の火葬のための施設の提供 ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ボランティアの受付及び活動調整 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## (4) 応援隊の受け入れ・活動支援

総務班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先（候補施設：松戸競輪場宿泊施設）、食料、資器材等の手配を行う。

また、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

## 3 消防の広域応援要請

## (1) 広域消防応援体制

## ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

市長（本部長）及び消防局長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

## イ 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制

全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。

## ウ 緊急消防援助隊

消防庁長官は、知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

## エ 隣接市等との消防相互応援

警防部は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

## (2) 消防機関の受け入れ

警防部は、各種応援協定、千葉県緊急消防援助隊受援計画等に基づいて、応援派遣部隊の受



け入れ、指揮、運用を行う。(応援部隊宿营地：消防訓練センター)

(3) ヘリコプターの派遣要請

市長(本部長)及び消防局長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

## 4 水道・下水道事業体の相互応援

---

(1) 水道

給水班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

(2) 下水道

建設班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

## 第13節 生活関連施設等の応急対策

### 【計画の指針】

プレート境界の地震が発生した場合、水道は8割以上が停止し、復旧に1週間以上を要するおそれがある。

また、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性もあり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。さらに、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 上水道施設	給水班、県水道局
2 下水道施設	建設班、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	郵便事業(株)、郵便局(株)
7 道路・橋梁	建設班、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、新京成電鉄(株)、東武バスイースト(株)、成田空港交通(株)
10 河川	建設班、県東葛飾地域整備センター、江戸川河川事務所

## 1 上水道施設

### (1) 市水道の対策

#### ア 応急体制の確立

給水班は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

#### イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、取水、導水、配水施設の復旧、主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

### (2) 県水道局の対策

県水道局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

## 2 下水道施設

建設班及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、下水道の応急復旧対策を行う。

### (1) 応急活動体制の確立

被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

### (2) 応急活動

被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

### (3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

## 3 電力施設

東京電力(株)は、「非常災害対策マニュアル」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

### 電気に関する広報事項

切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。  
使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。  
外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。  
電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。  
建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

## 4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、地震又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

### ガスに関する広報事項

- (1) 地震発生時の対応  
ガス栓を全部閉めること。  
ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。  
ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。  
換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
- (2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合  
左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。  
操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。
- (3) 供給を停止した場合  
ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーター

ガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。

ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

## 5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

### 電話に関する広報事項

通信途絶、利用制限の理由と内容

災害復旧措置と復旧見込時期

通信利用者に協力を要請する事項

災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

## 6 郵便

郵便事業(株)及び郵便局(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話(株)等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話(株)等による応急復旧に協力する。

## 7 道路・橋梁

地震が発生した場合、建設班及び各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

### (1) 国道・県道

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における対応計画、震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設事業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、千葉国道事務所、首都国道事務所、関東葛飾地域整備センターはパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

## (2) 市道

建設班は、市道の被害状況を把握し、災害対策上重要な路線の障害物の除去、必要に応じて迂回路の設定、応急措置を行う。

## 8 鉄道

---

### (1) 運転規制

各鉄道事業者は、揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

### (2) 乗客の避難誘導

#### ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに松戸市から市指定避難場所への避難勧告があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。

#### イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に婦女子に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

## 9 バス

---

各バス会社は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

## 10 河川

---

建設班及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

## 第14節 教育対策・保育対策

### 【計画の指針】

学校等は、生徒・児童・園児等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校は避難所として利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害発生時の対応	教育1班、福祉2班、小・中学校等
2 避難所開設への対応	教育1・2班、小・中学校
3 応急教育	教育2班、小・中学校
4 応急保育	福祉2班
5 文化財の保護	教育1班

### 1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

#### (1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

#### (2) 調査及び連絡

施設の被害状況等については、各学校長若しくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育1班、福祉2班に報告する。

#### (3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

### 2 避難所開設への対応

施設が避難所に指定されている場合、学校長は、避難所の開設等災害対策のため、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保する。

また、教育1・2班、自主防災組織等と連携して避難者の受け入れを行う。

### 3 応急教育

#### (1) 応急教育計画の作成

学校長は、立地条件などを考慮して作成した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、教育2班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

#### 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

#### (2) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、教育2班と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育2班と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育2班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

#### (3) 応急教育の実施

地震発生後は、臨時休校(園)の措置をとる。その後、学校安全計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児等は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒・園児等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

#### (4) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

#### (5) 健康管理

災害の状況により、被災学校(園)の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、県松戸健康福祉センター及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

#### (6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

## 4 応急保育

福祉2班は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童、園児を一時

的に預かる応急保育を実施する。

## 5 文化財の保護

---

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1班に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

教育1班は、被害状況を調査し県に報告する。



## 第15節 建物対策

### 【計画の指針】

プレート境界の地震が発生した場合、建物の全壊は約350棟、半壊は約1,600棟以上に上り、被災住宅の解体・撤去によるガレキの大量発生や仮設住宅への大量入居などによる避難生活の長期化等のおそれがある。

このため、補修可能な住宅の修理を促進しつつ、既存の公営住宅の空き家等を最大限確保することにより、仮設住宅の建設量やがれき処理量を抑制し、避難所生活の早期解消を推進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 住家の被災調査・り災証明	調査班、警防部
2 被災建築物の応急修理	都市班
3 応急仮設住宅の建設	都市班、福祉1・2班
4 空き家の斡旋	都市班
5 市管理建築物の応急対策	各班

## 1 住家の被災調査・り災証明

### (1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、警防部が消防法に基づき火災調査を行う。

#### 住家の被災調査

- |  |
|--|
| <p>一次調査：目視による外観調査により、全壊、それ以外を調査する。</p> <p>二次調査：建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部破損を調査する。</p> <p>三次調査：二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。</p> |
|--|

### (2) り災証明の発行

家屋の被害調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、災害相談センター(第2節の「7 住民相談」参照)にてり災証明書を発行する。

なお、火災によるり災証明書の発行は、警防部が行う。

## 2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

都市班は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【資料編 災害協定一覧】

### 3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、仮設住宅を提供する

#### (1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

#### 応急仮設住宅の入居対象者

次のすべての条件に該当する者

住家が全壊、全焼又は流失した者

居住する住家がない者

自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- ・上記に準ずる者

#### (2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

#### (3) 建設

仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づいて建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、建設に当たり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。

また、市の災害協定団体に、建設材料、器具、労務提供等を要請する

【資料編 災害協定一覧】

#### (4) 入居

災害時要援護者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

### 4 空き家の斡旋

都市班は、公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集し、被災者に斡旋する。公営住宅に関

しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

## 5 市管理建築物の応急対策

---

都市班及び建築物を管理する各班は、建築物の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。また、災害対策の拠点施設(避難所等)を優先して応急危険度判定を行い、必要に応じて応急復旧を行う。場合によっては、建築物の点検及び調査と同時に応急危険度判定を行なう。

## 第16節 ボランティアへの対応

### 【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療班、松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療班、松戸市社会福祉協議会

## 1 ボランティア活動の受入体制

### (1) 災害ボランティアセンターの設置

保健医療班は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンターを設置するよう松戸市社会福祉協議会に要請する。

### (2) ボランティアニーズの把握

保健医療班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

### (3) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

#### ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

#### イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

#### ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

#### エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

#### オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。

### (4) 市との調整

保健医療班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

#### ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

#### イ 市内被害状況に関する情報の提供

#### ウ 対策実施状況に関する情報の提供

#### エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整

#### オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供

- カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
- キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ク その他の協力要請

## (5) ボランティア保険

ボランティア保険は、松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。

## (6) 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

## (7) その他

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

## 2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
救護所等での医療、看護 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 外国語の通訳 被災者への心理治療 災害時要援護者の介護 その他の専門的知識、技能を要する活動等	避難所の運営 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 救援物資や義援品の仕分け 災害時要援護者の介護 清掃 その他被災地における軽作業など

## 第17節 災害時要援護者への対応

### 【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。

このため、福祉関係者や地域組織等が連携して、要援護者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受け入れを円滑に行う。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害時要援護者の安全確保	福祉1・2班、松戸市社会福祉協議会
2 災害時要援護者への支援	福祉1・2班、松戸市社会福祉協議会
3 福祉避難所の設置	福祉1・2班
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2班

## 1 災害時要援護者の安全確保

### (1) 災害時要援護者の安否確認

福祉1・2班は、民生委員・児童委員、自主防災組織、松戸市社会福祉協議会等の協力を得て、在宅の災害時要援護者の安否確認を行う。

また、平常時から介護を必要とする災害時要援護者については、福祉関係者等を通じて安否確認を行う。

### (2) 避難所への収容

避難所に災害時要援護者専用スペースを確保し、収容する。

## 2 災害時要援護者への支援

### (1) 避難所における援護対策

福祉1・2班は、災害時要援護者に対する援護対策のニーズを把握し、松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

#### ア 施設

障害者用仮設トイレ、携帯トイレなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

#### イ 生活必需品、食料

災害時要援護者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

#### ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

### (2) 社会福祉施設等への入所

福祉1・2班は、避難所で介護等が困難な災害時要援護者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請するよう努める。

### (3) 巡回相談等の実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、

介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

### 3 福祉避難所の設置

---

福祉1・2班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な災害時要援護者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設に一時的に入所措置する。

<福祉避難所予定施設>

ふれあい22、中央保健福祉センター (地域福祉避難所)各老人福祉センター (2次福祉避難所)各特別養護老人ホーム、各特別支援学校
--

### 4 社会福祉施設入所者等への支援

---

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉1・2班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉1・2班が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

## 第18節 帰宅困難者への対策

### 【計画の指針】

地震被害想定による市内への就業者、通学者の滞留は約2万3千人で、さらに、通勤時間の朝7時半頃の市内の通貨列車数から推定すると、約5万5千人の乗客が滞留するおそれがある。

このため、鉄道事業者、交通機関等が連携して、旅客等の安全を確保するとともに、帰宅に必要な情報提供等を行うことが重要である。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 帰宅困難者の安全確保	施設を管理する班、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
2 市の支援	都市班、経済班

### 1 帰宅困難者の安全確保

事業所従業員、学校の児童・生徒、集客施設の利用者等が、公共交通機関の不通によって、自力での帰宅が困難となった場合、各施設の管理者が対応することを原則とする。

ア 駅の滞留者は、鉄道事業者が対応する。

イ 各施設の管理者等は、従業員、児童・生徒等の一斉帰宅行動を抑制するため、一時的に事業所や学校等に収容し、そのための食料や飲料水等の備蓄や安否確認方法の体制等の事前整備に努める。

ウ 市、警察等は連携して、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

### 2 市の支援

帰宅困難者対策として、平常時から「首都直下地震対策大綱」で示された「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

都市班は、鉄道事業者等と連携して、駅において被災状況や道路、交通機関の状況などの帰宅支援情報を提供する。

経済班は、大規模集客施設に対して、被災状況や道路、交通機関の状況などの帰宅支援情報を提供する。



## 第19節 災害救助法の適用

### 【計画の指針】

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想される時は、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、法に基づく救助に着手する。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害救助法の適用手続き	総括班
2 災害救助法による事務	各班

### 1 災害救助法の適用手続き

#### (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助する。

#### (2) 適用手続き

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、市長（本部長）は直ちにその旨を知事（県松戸健康福祉センター経由）に報告する。

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

#### (3) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。松戸市における具体的適用基準は、次のとおりである。

人口30万人以上の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合に適用される。

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合に適用される。

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するときに適用される。

#### (4) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

ア 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1

イ 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1/2

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1/3

## 2 災害救助法による事務

### (1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当班は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

災害救助法の救助項目と市長委任事項

災害救助法適用業務の種類	担当班	市長委任	実施期間
避難所の設置	市民班		7日以内
応急仮設住宅の供与	都市班		20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済班		7日以内
飲料水の供給	給水班		7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済班		10日以内
医療	保健医療班		14日以内
助産	保健医療班		分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	警防部		3日以内
住宅の応急修理	都市班		1ヶ月以内
学用品の給与	教育2班		教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	福祉1班		10日以内
死体の搜索	福祉1班		10日以内
死体の処理	福祉1班		10日以内
障害物の除去	都市班		10日以内

迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

### (2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法及び実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

## 第4章 災害復旧計画



## 第1節 住民生活安定対策計画

### 【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	福祉1班、財務班
3 生活福祉資金の貸付け	福祉1班
4 郵便物の特別取扱い等	郵便事業(株)、郵便局(株)
5 雇用の確保	経済班、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	都市班
8 災害応急資金の融資	経済班
9 義援金の保管及び配分	財務班
10 被災者生活再建支援金の支給	財務班
11 介護保険における対応	福祉1班

### 1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

#### (1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

#### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

#### (3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

#### (4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

#### (5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

## 2 災害弔慰金の支給等

---

### (1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

### (2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

### (3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

### (4) 災害見舞金の支給

「松戸市災害見舞金支給要綱」(昭和55年3月31日告示第48号)に基づき、地震、火災、風水害等により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。

## 3 生活福祉資金の貸付け

---

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

## 4 郵便物の特別取扱い等

---

郵便事業(株)、郵便局(株)は、災害が発生した場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

### ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

### イ 郵便貯金関係

(ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

(イ) 郵便貯金業務の非常取扱い

### ウ 簡易保険関係

保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱い

## 5 雇用の確保

---

松戸公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

## 職業安定所の職業の斡旋

被災者のための臨時職業相談窓口の設置  
公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、  
又は巡回職業相談の実施  
職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用  
雇用保険の失業給付に関する特例措置

## 6 公共料金の特例措置

---

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

## 7 災害公営住宅の建設

---

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、都市班は、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

## 8 災害応急資金の融資

---

経済班は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 災害復興住宅融資

住宅の建設又は購入及び自宅の補修の場合に、住宅金融支援機構が融資等を行う。

(2) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業の再建と経営安定のため、必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、松戸商工会議所等と連携を図る。

(3) 農林漁業者への融資

農林水産業者の災害復旧や経営安定のため、政府系金融機関等が行う融資について、とうかつ中央農業協同組合等と連携を図る。

## 9 義援金の保管及び配分

---

(1) 義援金の受入と保管

市に送付された義援金は、財務班が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

## 10 被災者生活再建支援金の支給

---

「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著し

い被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

(1) 被災世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅の全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、解体する世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(2) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。

<対象世帯別支給限度額>

	定 額	住宅の再建の態様等に応じて定額加算	合計
全壊世帯	100万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	300万円
		住宅を補修する世帯 100万円	200万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	250万円
		住宅を補修する世帯 100万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	100万円

同一の自然災害により二以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、 + の内最大額のものをとする。

また、被災世帯でその属する者の数が一である世帯においては、「単数世帯の世帯主に対する支援金の額」が適用される。

<対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）>

	定 額	住宅の再建の態様等に応じて定額加算	合計
全壊世帯	75万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	225万円
		住宅を補修する世帯 75万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	37.5万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	187.5万円
		住宅を補修する世帯 75万円	112.5万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	75万円



## 1.1 介護保険における対応

---

災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

## 第2節 生活関連施設の復旧計画

### 【計画の指針】

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害復旧事業	各班
2 国の財政援助等	各班

### 1 災害復旧事業

市は、国および千葉県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が実施する災害復旧事業又はその他関係事業は、別の法律に定めるところにより、国及び千葉県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

### 2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

#### (1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

## (2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

## 第3節 災害復興計画

### 【計画の指針】

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

市街地が壊滅的な被害をうけた場合、再び地震による災害を被らないためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプランなどについて、住民により培われた地域文化や歴史を十分に踏まえ、そこに住む人々のコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

復興まちづくりを行うに当たっては、市・住民・事業所で協力して行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

## 第5章 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画



## 第1節 総則

### 1 計画策定の趣旨

---

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する8都県263市町村（合併により平成18年4月現在174市町村）が強化地域として指定された。

松戸市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、松戸市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、松戸市地域防災計画の附編として本計画を策定する。

### 2 基本方針

---

#### (1) 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

ア 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

イ 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることにより、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

#### (2) 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「松戸市地域防災計画」で対処する。

#### (3) 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

ア 東海地震が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

イ 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

#### (4) 計画の実施

松戸市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の

実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「松戸市地域防災計画」の附編として位置づける。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、松戸市地域防災計画震災編に準ずるものとする。

### 3 今後の課題

---

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。



## 第2節 東海地震関連情報

### 1 東海地震関連情報の発表

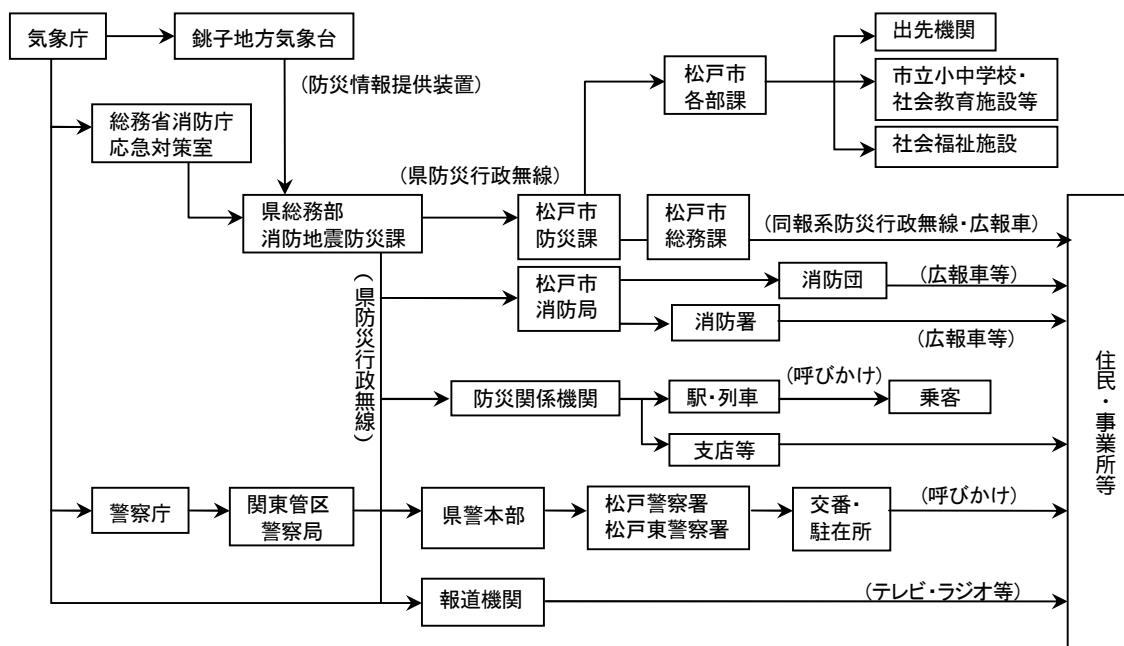
気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて住民に伝達される。

東海地震関連情報

情報	発表の基準	防災対応
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに判断できない場合等に発表する。	特に対応はしない。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。	市の体制：警戒本部設置（警戒配備） 情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。 また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。	市の体制：災害対策本部設置（第1配備） 警戒宣言の発令（内閣総理大臣） 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など

### 2 東海地震関連情報の伝達

東海地震関連情報が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。



情報連絡系統図

## 第3節 東海地震注意情報発表時の対応措置

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 活動体制	総括班
2 応急対策	総務班、福祉1・2班、教育1・2班、警防部、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・コム、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

### 1 活動体制

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

### 2 応急対策

#### (1) 対策の基本方針

市では、東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

#### (2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

#### (3) 施設等への情報の伝達

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

#### (4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察 (警察署)	(1) 準備体制の発令 (2) 警備対策室の設置
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話(株) 千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動

(株)エヌ・ティ・ティ・コム 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株)	(1) 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

## (5) 広報活動

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

## (6) 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項
県警察 (警察署)	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道(株)	警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 (1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ア 強化地域に侵入する予定の旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。 イ 当該地域内を運転する旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ウ 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。

	<p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>
東日本電信電話(株)千葉支店	<p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑・グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
(株)エヌ・ティ・ティ・コム千葉支店	<p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

## 第4節 警戒宣言発令時の対応措置

### 【計画の体系・担当】

項目	担当
1 活動体制	各班
2 警戒宣言の伝達及び広報	各班
3 災害警備	警察署
4 水防活動・消防活動	建設班、警防部、消防団
5 公共輸送	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、千葉県バス協会、千葉県タクシー協会
6 交通対策	建設班、警察署、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	給水班、建設班、県水道局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2班、病院1・2班、教育2班、小・中学校
9 避難	総括班、総務班、市民班、福祉1・2班、教育1・2班、警防部、消防団
10 救護救援・防疫・保健活動	保健医療班、環境班
11 その他の対策	経済班、保健医療班、財務班、教育1・2班、環境班

### 1 活動体制

#### (1) 市の活動体制

##### ア 災害対策本部の設置

市は警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

##### イ 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (ア) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (ウ) 各防災関係機関との連絡調整
- (エ) 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (オ) その他必要な事項

#### (2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

県警察 (警察署)	1) 災害警備本部の設置 2) 警備要員の招集 3) 関係機関との連絡調整 4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊 第1空挺団	1) 全員が登庁し、「地震防災派遣」準備並びに「災害派遣」準備を実施する。 2) 災害対策本部に派遣している連絡班との連絡、調整を実施する。 3) 地震予知情報の関係部隊への伝達を実施する。

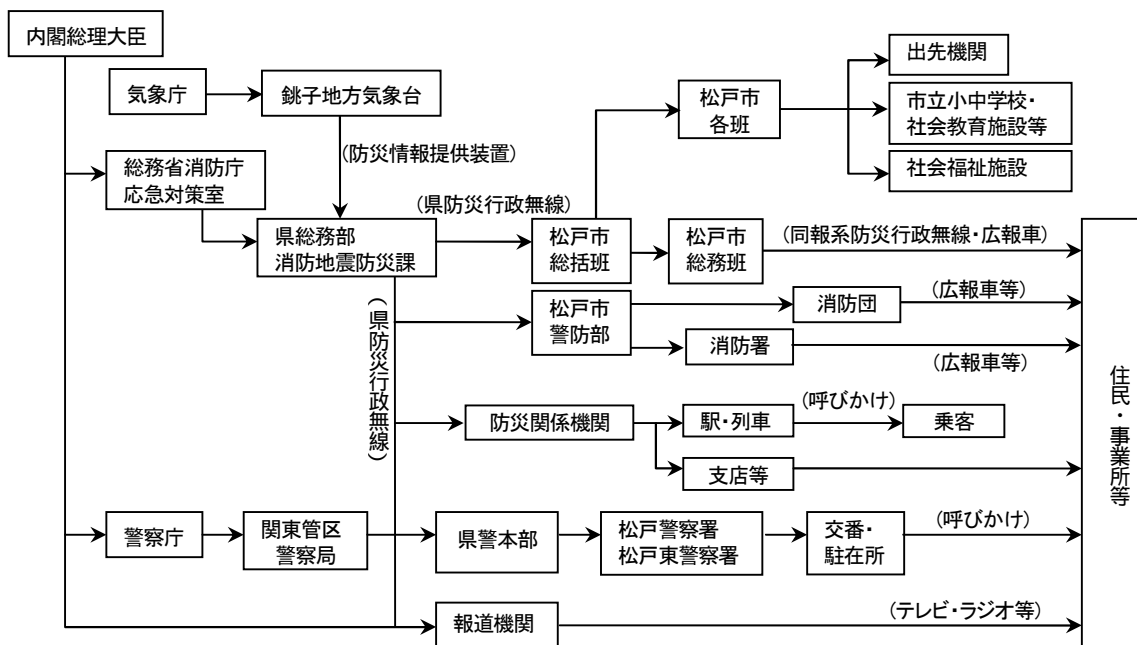
東日本電信電話(株) 千葉支店	<p>1)情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>2)要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
(株)エヌ・ティ・ティ・ドット・コム 千葉支店	<p>1)情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>2)要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
東日本旅客鉄道(株)	<p>1)地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>2)地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>3)駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	<p>災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。</p>
その他の防災関係機関	<p>1)各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>2)各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

## 2 警戒宣言の伝達及び広報

### (1) 警戒宣言の伝達

#### ア 伝達経路

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



情報連絡系統図

#### イ 伝達方法

(ア) 総括班は、県から警戒宣言等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。

休日又は退庁後においては、警防部が県からの通報を受信し、防災課長に伝達する。

(イ) 各部は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。

(ウ) 住民に対しては、同報系防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

#### ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

(ア) 警戒宣言、地震予知情報等の内容

(イ) 本市に対して予想される影響

(ウ) 各防災関係機関がとるべき体制

(エ) その他の必要事項

警戒宣言発令時の信号

警鐘	( 5 点 ) - - - - -
サイレン	(約 45 秒) (間隔 15 秒) (約 45 秒)

## (2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

## 警戒宣言時の広報の内容

## 【広報の項目】

警戒宣言の内容の周知徹底

地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ

防災措置の呼びかけ

急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ

## 【広報の実施方法】

市防災行政無線による広報の実施

広報車による広報の実施

防災信号による広報の実施

自主防災組織及び町会・自治会等を通じた広報活動の実施

市ホームページ

その他の方法による広報の実施

## 3 災害警備

警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

## (1) 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難の指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

## (2) 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- ア 警備部隊の事前配置
  - (ア) 主要駅等人的の集中が予想される場所
  - (イ) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
  - (ウ) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点



- (I) 災害危険場所
- (オ) その他必要と認める場所
- (3) 広報
  - ア 広報内容
    - (ア) 警戒宣言の内容及び関連する情報
    - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
    - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
    - (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
  - イ 広報手段
    - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両
    - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
    - (ウ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
    - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

## 4 水防活動・消防活動

---

- (1) 水防活動
  - 警防部、消防団は、水防要員を確保するとともに、重要水防箇所の点検等を実施する。
- (2) 消防活動
  - 総括班、警防部、消防団は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。
  - ア 正確な情報の収集及び伝達
  - イ 火災・水害等防除のための警戒
  - ウ がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
  - エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報

## 5 公共輸送

---

- (1) 鉄道会社の措置
  - ア 東日本旅客鉄道株
    - (ア) 警戒宣言の伝達
      - 旅客等への伝達は次による。
      - a 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
      - b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。
    - (イ) 運行方針
      - 県内の線区は、安全な方法により極力運転を確保する。成田線は65km/hに運転規制される。火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物品を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。
    - (ウ) 主要駅の対応措置
      - a 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
      - b 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施する

とともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

c 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(I) 乗車券の取扱い

a 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

b 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

c 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

イ 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

(ア) 警戒宣言の伝達

駅・車内等において警戒宣言、地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(イ) 運行方針

防災関係機関、報道機関等との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

a 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

b 震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を乗り入れ各社と調整の上実施する。

(ウ) 列車の運転中止措置

列車の運転確保に当っては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一住民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(2) バス、タクシーの措置

千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

## 6 交通対策

---

(1) 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

ウ 強化地域への一般車両流入抑制広報

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者の対策

ア 市

警戒宣言が発せられた場合、建設班は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

## イ 県

警戒宣言が発せられた場合、県東葛飾地域整備センターは、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

## (ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

## (イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

## ウ 国土交通省

## (ア) 道路施設に関する対策

- a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。
- b 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

## (イ) 道路交通対策

- a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況や交通状況の把握に努める。また、警戒宣言の発令を道路情報板等を用いて道路利用者へ広報を行う。
- b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域において道路情報板等により道路利用者へ車両走行自粛の広報を行うものとする。

## (ウ) 発災後に備えた資器材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、交通管理者、関係道路管理者からの要請に基づき、発災後の緊急輸送路確保に必要な資器材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

## 7 上下水道、電気、ガス、通信等対策

---

## (1) 上水道対策

## ア 基本方針

水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

## イ 人員の確保、資器材の点検整備等

## (ア) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、千葉県管工事協同組合等との連絡協力体制について確認する。

## (イ) 資器材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資器材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

ウ 施設の保安措置等

(ア) 無線及び電話等の連絡網を確立する。

(イ) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(ウ) 配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

(エ) 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

(オ) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

エ 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報 内容	(1) 通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、バケツを利用してフタをし3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ウ その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報 手段	(1) 報道機関への放送依頼 (2) 広報車等による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示等 (4) ホームページによる広報等

(2) 下水道対策

建設班及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、次の安全対策を行う。

ア 施設等の保安措置

(ア) ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

(イ) 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資器材の点検、整備を行う。

イ 危険物等に対する措置

石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

(3) 電気対策

ア 基本方針

東京電力㈱は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

イ 人員の確保、資器材の点検整備等

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資器材を整備、確保して応急出動に

備えるとともに、緊急復旧資器材の確保に努める。

#### ウ 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

#### エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	無断昇柱、無断工事をしないこと 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと その他必要な事項
広報手段	報道機関による広報 広報車等による広報

### (4) ガス対策

#### ア 基本方針

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。なお、警戒宣言発令後の状況に応じ、製造、供給の調整を行う。

#### イ 人員の確保、資器材の点検整備等

動員計画に基づき保安要員を確保し警戒体制を確立し、資器材を整備、確保して応急出動に備える。

#### ウ 施設の保安措置等

(ア) 無線及び電話等の連絡網を確認する。

(イ) 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合はこれに基づき、直ちに点検確認を実施する。

(ウ) 需要の変化に応じ、供給量の調整を行う。

(エ) 応急対策要員は直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入るとともに工事現場においても適宜工事を中止して必要な保安措置を講ずる。

#### エ 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、供給量の調整により供給が制限される場合等において、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

なお、広報内容、手段は次表によるほか、大口需要家、地下街、地下室等に係る特定物件の需要家には、個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

広報内容	(1)全需要家に対して ア 引き続きガスを供給していること イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法 ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処置方法 エ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意 (2)特定需要家に対して ア ガス機器の使用抑制に関する依頼 イ 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請
広報手段	(1) 広報車による広報 (2) 特定需要家に対する個別連絡 (3) テレビ、ラジオ等の報道機関

## (5) 通信対策

## ア 基本方針

通信事業者は、警戒宣言の発令に当たり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

## イ 要員の確保等

必要な要員を確保し、各地域支店は、情報連絡室を設置する。

## ウ 資器材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資器材等の点検、確認を行う。工事中施設の安全措置をとる。

## エ 応急対策

## (ア) 電話の輻輳対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

## (イ) 手動通話、番号案内

非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“102”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

## (ウ) 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

## (エ) 営業窓口

平常どおりとする。

## オ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

## 8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策

### (1) 学校等対策

教育2班及び各学校、幼稚園の教職員は、警戒宣言が発せられた場合において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

ア 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校等に残留し、保護する児童生徒等（上記・以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

カ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

### (2) 病院・診療所対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、県立病院に準じた対応をとる。なお、民間医療機関に対しては松戸市医師会を通じて要請する。

なお、県立病院の具体的対応は、次のとおりである。

#### ア 診療方針

(ア) 外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。

(イ) 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

(ウ) 手術及び検査は、可能な限り延期とし、医師が状況に応じて適切に対処する。手術予定については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。

(エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。

#### イ 来院者、入院者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

(ア) 収集した情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。

(イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

#### ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

(ア) 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減をはかるため必要な措置を与える。

(イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

### (3) 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要援護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

ア 情報の受伝達を行う。

イ 施設の防災点検を行う。

- ウ 出火防止を行う。
- エ 通所(園)者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。
- オ 要保護者の引き渡しは、通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが済むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。
- カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置  
引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをし、防災訓練等を通じて防災教育を行う。

## 9 避難

---

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難の勧告又は指示の内容は、松戸市地域防災計画震災編第3章を参照のこと。

### (1) 警戒宣言時の措置

- ア 避難勧告・指示
- イ 避難所の確認
- ウ 情報伝達体制の確認
- エ 関係機関に対する避難所開設の通知
- オ 避難所への職員派遣
- カ 災害時要援護者に対する援護措置
- キ 給食、給水措置
- ク 生活必需物資の給与
- ケ 避難対象地区の防火・防犯パトロール

### (2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ア 避難対象地区の選定
- イ 避難所の指定
- ウ 避難勧告、指示体制の確立
- エ 情報伝達体制の確立
- オ 災害時要援護者に対する介護体制の確立
- カ 住民に対する周知



## 10 救護救援・防疫・保健活動

---

### (1) 救護救援

公共施設に救護所の設置を準備し、松戸市医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

### (2) 防疫

保健医療班及び環境班は、県松戸健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

### (3) 保健活動

保健医療班は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

ア 地震発生に備え、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、災害時要援護者の状況の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。

イ 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。

ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は、県松戸健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。

エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による不安への対応を実施する。

## 11 その他の対策

---

### (1) 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

#### ア 食料の確保

経済班は、次の措置を行う。

(ア) 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

(イ) 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。

(ウ) 民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

#### イ 医薬品の確保

保健医療班は、松戸市薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

### (2) 緊急輸送の実施準備

財務班及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

#### ア 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

#### イ 緊急輸送車両の確認

第3章 第5節の「2 緊急輸送車両等の確認」による。

#### ウ 関係団体による協力

協定先の輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

### (3) 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自

粛するものとする。このため、各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

(4) 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施設の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。環境班はこれに協力する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ア 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- イ 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

## 第5節 住民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

### 1 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。            ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。            イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。            ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。            イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。            ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。            ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。            イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。            ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。            エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。            ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。            イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。            ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。            イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医療品の準備をする。            傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。            下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。            トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。            市、消防局、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p>

	<p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。                  ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。                  イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。                  ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。                  (11) 自主防災組織に積極的に参加する。                  (12) 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。</p>
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。                  (2) 電話の使用を自粛する。                  (3) 自家用車の利用を自粛する。                  (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。                  (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。                  ア 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。                  イ 県、市、警察署、消防局等防災関係機関の関連情報に注意する。                  (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。                  ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。                  イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。                  ウ ベランダの置物をかたづける。                  (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。                  ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。                  イ ガス器具等の安全設備を確認する。                  ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。                  エ 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。                  (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。                  (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。                  危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。                  (6) 非常用飲料水、食料を確認する。                  (7) 救急医薬品を確認する。                  (8) 生活必需品を確認する。                  (9) 防災用品を確認する。                  (10) 電話の使用を自粛する。                  県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。                  (11) 自家用車の利用を自粛する。                  ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。                  イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。                  (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。                  ア 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。                  イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項に対応措置をとる。                  (13) エレベーターの使用をさける。                  (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。                  (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。                  (16) 倒壊危険のある地形、建築物から退避する。</p>

## 2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資器材等を整備する。 地域の实情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整理しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 (2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 (4) 防災資器材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

### 3 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資器材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防局防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>ア 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自衛防災本部を設置する。</p> <p>ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>市、消防局防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。</p> <p>ア 施設、設備を確認する。</p>

<p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。</p> <p>ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>イ 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>ウ 消防水利、機材を確認する。</p> <p>エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
--

